

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年1月20日（月曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 16名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
議事係長	内 田 雄 介	議事係主任	齋 藤 龍 憲
庶務調査係長	清 水 伸 悟	庶務調査係	前 坂 悟 史

午前10時20分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元に協議事項がございますので、協議事項に従って進めていきたいと思っております。

一つは、素案たたき台ということで、前回お持ち帰りをいただきました、広報・広聴についてどう盛り込むのかということでありました。その点で、合体した方が良いかどうか、各会派持ち帰っていただいていると思っておりますので、また、今日、各会派からご提案をいただいております。そのご提案をまず冒頭、委員会でしていただいて、一定各会派のご意見を伺った上で、最終的にどうするかということをもとめていければと思っております。

まず、一番早かったのが、小金井をおもしろくする会なので、ここからいきましょうか。

○白井議員 ありがとうございます。この第3章となる市民と議会の関係のところに関しては、いろいろ他市の条例等も見ながら、まず全体の設計の中で、市民と議会の関係と考えたときに、広報・広聴の役割を併せてここに合体させる方が適切ではないかというところは前回も申し上げたんですが、それを含めて第3章を一通り、もう一度整理させていただいたということになります。

条文の要旨・解説・提案理由等のところにも書いているんですが、まずこの第3章を大きく四つのテーマに分けて内容を精査した次第であります。一つ目が「市民への情報公開」ということ、二つ目が「市民の声の反映」ということ、三つ目が

「市民への説明責任」ということ、四つ目が「市民に伝わる広報」と、こういうテーマに分けて内容を精査させていただきました。

まず、第5条、ここも根本的な部分も含めてしまっていますが、改めて第3章全体を見渡したときに、冒頭で必要なことを言わないといけないと思いましたので、第5条に関しては、提案させていただいている条文提案の、さっき森戸座長から説明があったように、第2項と第3項は基本的にもともとあった条文をもとにしております。第2項、第3項は基本的にもともとあった条文でございます。第1項に、「議会は市民に対して情報公開を徹底し、情報の共有化に努めるとともに、説明責任を果たさなければならない」という第1項を追加させていただきました。これはさっき説明がありましたように、この章を大きく四つのテーマに分けたときに、ここは「市民への情報公開」ということがより分かりやすくするためにこの第1項を入れたところでございます。

第2項に関しては、一つだけ条文をいじりました。これも前回の会議で議論のあった「協議会」、これをとりまして、冒頭のところは、「議会は、本会議、委員会を原則公開とする」という条文にしております。

第3項に関しては、もともとあった条文をもとにしているんですが、「あらゆる市民」という表現にしています。「あらゆる市民」というのが、提案理由の説明の文章にも書いているんですが、障がいを持つ市民、もしくは子育て中の方や普段傍聴に来られない方への傍聴環境整備、これはインターネットを使った中継なども含めて、そういったあらゆる市民を対象にして傍聴しやすい環境作りに常に取り組み続けること、こういったことを念頭に入れた言葉に変えております。

第4項です。これはもともと記載のなかった条文ではあるんですけども、文書または資料、議会として保有している情報、これはきっちり漏れ

なく公開資料を公開するというのを念頭に入れて条文化しております。

第6条は、テーマとしては「市民の声の反映」というところなんです。ここは、第1項から第3項まではたたき台から大きく変えておりません。ただ、第3項のところをいきますと、「議会は、議案等の審議・審査をするに当たって、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設けることができる。」ということにしております。ここでもともとあった条文でいきますと、「議案」だけではなくて、ここには「議案・請願・陳情等」ということが書かれてあったんですが、これは後で説明しますが、第4項に、もともと原案にあった第8条を第4項に加えて、「議案」と「請願・陳情」を分けております。なぜかと言いますと、「議案」は「議案」ですと。「請願・陳情」は、もともと別の第8条というところにあったんですが、ここはあくまで市民の声を聞くということに関して言うと、一緒のくくりに入れられると思いましたので、第4項に新たに設けたところでございます。ただ、第4項の文言としましては、「請願・陳情書を優先的に審査するものとし」ということを入れております。これは実際、議案よりも先に審査するという現状にかなったものでありまして、あえて市民の声、意見というものを政策提言として捉えて大切に取り扱っているという意味で強調してはどうかというところで条文に盛り込んでおります。

第5項ですが、もともと前回の会議でも、パブリックコメントを入れたらどうかというところの意見を言わせていただきましたが、「条例提案等の政策提言をするに当たって」という前提でいくと、パブリックコメントを必ずやらないといけないということ、いろんな状況によって、内容によって、すぐわかない部分も当然出てくると思いました。改めていろいろ調べていくと、整理しますと、「条例提案等の政策提言をするに当たって」、例

えば懇談会をするにしても、パブリックコメント、もしくはアンケート、もしくはそれ以外というものがあると思うんですが、これはあくまで手段というくくりで考えると、「以下のいずれかの方法で市民等の意見を聴く機会を設ける」という形にした方がまとめやすいのではないかと。全くこういったことをやらないということは基本的にはないと思いますので、あくまで政策提言する、要するに条例提案するその内容、それがどういう重みを持つものかというところもあるかと思うんですが、その内容によってその手段を分けて選択すると。必ずいずれかの方法で市民の意見を聴く機会を設ける。そういった整理にしてはどうかということで、この第5項を変更いたしました。

次に、第7条であります。ここは先ほど四つのテーマに分けた中の「市民への説明責任」というところであります。もともとあった議会報告会に関する条文ではあるんですけども、ちょっと文言を変更させていただいております。ここは基本的には説明責任が主の目的ではあるんですけども、それを果たすために対話ということも避けられないのかなとは考えております。要するに、説明責任というのは、説明をしたからといって、それで説明責任が果たされるかという、例えば市民からの疑問点やそういった意見を聞きながら、市民がああそういうことかと納得いただけるように説明をするという、要するにそこには必ずコミュニケーション、対話が必要なのかなという気はしております。そういった意味を踏まえて「対話」という言葉を設けさせていただいて、条文としましては、「市民へ議決結果及びその論点を共有し説明責任を果たす為」という文言にいたしました。

そして最後、ここが一番大きく改めて提案した、一から提案したものであります。最後のところは「市民に伝わる広報」ということで、広報の内容を入れております。タイトルとしては、「市民に

わかりやすい議会」というタイトルでございます。細かく言い出すと切りがないんですが、説明文章にも書いているんですが、基本的には議会日より、ホームページ、そういったことは具体的に記載しているんですが、細かいことをいろいろと書き出すと、例えばツイッターとかフェイスブックとか書き出すと切りがないというところもありますし、基本的には広報に関する考え方をしっかり明記して、ここで大事なことは、広報ということが効果的に市民に伝わって、分かりやすい広報をすることで市民が結果的に議会と市政に感心を持つということのを重要な目標としてこの議会の中で共有すべきことかなということで、条文化しております。そして、これも当然全会派で共有化できている意向として、同じ方向を向いているとは言えないかもしれませんが、「広報委員会を設置する」ということを明記しておりますので、一緒に議論ができればと思っております。

○森戸座長 それでは、続きまして改革連合、五十嵐議員から提案されております。

○五十嵐議員 「広報・広聴」の部分だけがまだ確定していないというか、作られていないという前回のお話でしたので、私もこの章に入れるのがいいのではないかと、思って、簡単ですけども、第9条で「広報活動の充実」ということを入れたらどうかということで提案させていただきました。条文は書いてあるとおりで、至極原則的な、あっさりとした文章になっておりますので、読んでいただければと思っておりますし、その提案の理由も今、申し上げたとおりに、ここに入れたらいいのではないかと判断で書いてみたということでございます。説明は以上です。

○森戸座長 続きまして、生活者ネットワークの方からお願いします。

○林議員 生活者ネットワークも、広報に関する条文の新設をしたらどうかということで、ただ、こういう内容を盛り込んでどうかということだ

けで、具体的な条文の提案までには至っていません。

それから、この広報に関する条文を入れる場所なんですけど、第3章の中に入れてはどうかということと、併せて議会の流れに沿った形でこの条例も組み立ててはどうかということで、少し条文の入れ替えをしています。そちらも併せて説明をさせていただきます。

今のたたき台では、第7条が議会報告会ということで、議会の流れとしては一番最後に来るのではないかと思われるのが第7条に来ていますので、これを締めくくりとして一番最後に持ってきて、その前に、今のたたき台では第8条になっている、「議会は、請願及び陳情を適切、誠実に審査するものとする。」というのを、これは第6条の第3項で「議会は」ということで議会の役割を規定していますので、今の第8条は「市民の権利として請願や陳情を出すことができる」としてはどうかというのが提案です。ここの場所に持ってきます。それで、その後に「広報・広聴」の条文を新設し、一番最後に「議会報告会」というのを持ってきてはどうかという提案です。「広報・広聴」に関する条文の中に入れてほしいのが、「議会報の充実」だったり「ホームページの充実」、「市議会ハンドブックの活用」や「請願・陳情審査の結果の公開と市長への送付」、「議員案の公開」、「資料の公開」などが入れられるのではないかと考えましたが、これをどこまで入れるのかというのは皆さんとご相談をさせていただきたいと思っています。

○森戸座長 続きまして、日本共産党市議団、お願いします。

○水上議員 共産党なんですけど、まず1月17日の提出ということになりまして、大変申し訳ありませんでした。以後、期日を守りたいと思います。

「提案理由等」のところにある程度詳しく書いたつもりなので、お読みいただければと思うんで

すが、「広報・広聴活動」の規定を第3章に盛り込むということで提案しているわけなんですけど、新しく入れた部分というのは「広報活動」という項目で、第8条のところを新たに追加したところの一つ大きく変わっている点だと思います。

あと、第6条以下のところなんですけど、まず「請願・陳情」の扱いというのが、「市民の声を反映させる議会」というところと言うと、第8条のところには現行あるわけですけども、実際の位置付けからいうと、ここにも書いてありますけれども、憲法でも請願権というのが明記されているということもあって、位置付けが高いのではないかということで、最初に持ってくるということで整理をしました。

第6条のところ、第3項で、「議案・請願・陳情等の審議・審査をするに当たって誠実に処理する」ということがあるので、ここを一番上に持ってきて、それで「請願・陳情を含めて誠実に審査をする」という形にして、以下、請願・陳情に関わる項目について続けるということで整理をしたということです。ですから、第2項のところ、「審査に当たって、市民等の意見を聴く機会を設ける」ということを入れて、あと陳述の規定を続けたということです。以下、公聴会や参考人のところは順番が繰り下がるという形になっているということです。

第6項については、これはパブリックコメントの規定などなのですが、これはまずその他の手段ということで、パブリックコメントという具体的な言葉にしなかったのは、市民の意見を聴く場合に、パブリックコメントだけではなくてアンケートなども考えられるのではないかということで、この間の議論の中でいうと、議会が行う条例提案でパブリックコメントの論拠になるものがないということだったので、パブリックコメントができるという論拠を条例上明記するというで考えて、その他の手段ということにまず行ったという

ことです。中身については逐条解説で整理していくことになると思うんですが、議会が行うパブリックコメントについては、議会費を活用することも考えて議員の条例提案については全会派一致のものを基本とするということにしたらどうかと。大方の賛成が得られてパブリックコメントするというところもあるとは思いますが、議会費の問題であるとか、全体の合意ということがどうしても必要になってくると思うので、そういうことで考えているということです。

あと、「できる」規定という形にしましたが、市民の意見を聴くというのは当然で、パブリックコメントも当然必要だと思うんですが、パブリックコメントをしなければいけないという形で義務規定みたいな形になると、条例提案権を制限することにもなりかねないということもあると思うんですよね。どうしても議員提案でいろんな形でやりますけれども、条例提案するに当たってパブリックコメントをどうするんだみたいな話になって、なかなか日程的にできないということも考えられるわけだから、先ほど述べたように論拠を作るということをきちんと明記するという関係から、義務規定ではなくできる規定としたということです。

最後、「広報活動」ということをここに入れたわけですが、「議会報告会」というのが第7条のところにあったんですが、広報活動というところにひとまとめにしたらどうかということで、「議会報告会」は「（議会報告会）」をなくして、「広報活動」の下に第7条として、文言はそのまま「議会報告会」の規定を入れたということです。

第8条は新設なんです。議会の広報活動について規定をしたと。これは、条文は流山市と全く同じで、ちょっと芸がなくて申し訳ないんですが、こういう規定にすると。具体的な中身については逐条解説で具体的にしていくということでどうかと。基本的な考えを示すということで条例の文言

は整理をしたということです。私たちとして考えているのは、広報委員会というのを常任委員会として立ち上げるということを考えております。この間も議会だよりに関する陳情が議会運営委員会に関わったときにあつて、その際に、議会報編集委員会で議論してもらおうということで、議会報編集委員会にこの意見を出してほしいということで投げかけられたときに、陳情そのものの中身があったわけです。だから、議会報編集委員会は議長の諮問機関なので非公開で行われているわけです。実際の陳情の中身に関わるものが議論されていることが非公開で行われているのは良くないのではないかとということで、今後のことも考えて、常任委員会としてきちんと公開の場で審議を行うと。議会が終わった夜中に集まってちょこちょこやるのではなくて、しっかり議論できるような形で行う必要があるし、先進例の調査・研究もできるということにしていく必要が、これからの広報活動を考えたときに必要ではないかとということです。

あと、議会報告会というの、今後年1回以上行うということになると、この間、行ったのは議会運営委員会が中心になってやってきたということもあると思うんですが、これからのことを考えると、広報の一環ということで、議会報告会の広報の担当などもここで行っていくということになるのではないかとということで、そういうことを考えているということです。

○森戸座長 ありがとうございます。民主党はまた別のことなので。

今、4会派から説明をいただきました。4会派の皆さんが共通しているのは、第3章に「広報・広聴活動」を入れた方がいいというのが4会派の一致したご意見だったと思います。今日、各会派がこの結論を出すというのは多分難しいのではないと思うんですが、現時点で「広報・広聴活動」を第3章に入れることについて、今、提案があった会派に対して質問だとか、もしご意見があ

れば伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。あと、感想でも結構です。

○齋藤議員 私は第3章に「広報・広聴」を入れるのには賛成です。

○森戸座長 これで5会派になりました。
ほかはいかがでしょう。すぐには結論は出ないと思うので。

○小林議員 前段、話しますと、今回この案を出せずに申し訳ございませんということで、基本の考え方としては、「広報・広聴」に関する委員会を設置して、しっかりと議論をして議会として取り組んでいくべきであるというスタンスにあります。そういった意味からすると、条文として「広報・広聴」のことは触れるべきであると考えております。

1点加えて言うのであれば、共産党の案のような形で、ちょっと場所は違いますけれども、議会報告会というところを括弧書きで入れるというよりも、広報というくり、もしくは市民の声を反映させるというところまで含めて、「広報・広聴」という括弧のくりにしてもいいかなと思いますけれども、共産党の案にある、第8条にある、こういった捉え方でいいんですが、細かいところはこの条例には書かずに、広報・広聴の委員会を設置することで広報・広聴活動に努めていくというような内容にとどめていってはいいいかなと考えております。

○森戸座長 ありがとうございます。そうすると、第3章にうたうということで公明党もよろしいということですね。

○百瀬議員 委員会の常任委員会化というのは納得できるんですけれども、第3章に置くということが、全体の中で座りがいかがかというのはちょっとまだ私自身は分からないのと、あと、会派の中でそれが合意できるかということには分からないので、持ち帰らせてください。

○森戸座長 市民自治こがねいと民主党と自民党、

いかがでしょうか。

○片山議員 まだきちんと検討できていないんですけれども、広報・広聴委員会は必要だと考えています。今、質問というか……。

○森戸座長 第3章に盛り込むことの質問があれば。

○片山議員 共産党からの説明で、広報・広聴委員会を常任委員会というのをここに書き込むようなことになるのかどうかということについて伺いしたいと思いました。

○水上議員 説明した範囲で、ここには広報・広聴委員会を設置するという文言は条例には書かないで、ここには体制強化みたいな、「体制整備並びに充実強化」という文言がありますから、これが論拠になるということで、条例上としてはこういう形にすると。そして、僕らは広報委員会という形で、当然議会報告会でいうと、市民の声を聞くということもあるんですけれども、だから広報・広聴という意味合いもあるかもしれませんが、広報委員会ということを立ち上げるということを逐条解説などできちんと整理していくことにしたらどうかと考えております。

○森戸座長 いかがですか、民主党、自民党。

○鈴木議員 これは議会基本条例そのものの在り方にすごく影響というか、重要な章だと思うんです。これについては、私たちも期日までに提案ができずに申し訳ないと思っています。これは非常に時間がかかる議論なのかなと思っているところもありまして、まだちょっと考えがまとまらないというのが正直なところなんです、現在のところはそういうところで。

○森戸座長 持ち帰りたいということですね。

○鈴木議員 持ち帰りたいということです。

○中山議員 自民党に関しましても持ち帰りで検討したいと考えております。本日、皆様方のご意見をいただきましたので、持ち帰って検討してみたいと思っております。

○森戸座長 現時点では3会派、片山議員はここ
でよろしいんですかね。

○片山議員 前回の議論のときにも、まとめた方
がいいというようなことは思っていたんですけ
れども、ただ、このような形でまとめるのかど
うかということについてはちょっと検討したいと
思っています。

○森戸座長 まだ中身はこれからだと思ってい
ますよ。大枠、「広報・広聴」という章を起さず、
ここにまとめるということで一致できるかどう
かということなんですけれども。

○片山議員 大枠は一致できるとは思ってい
ますが、まとめ方によるかなという形で考えたい
と思っています。

○板倉議員 先ほど日本共産党市議団の提案につ
いて水上議員の方から、広報委員会というように
日本共産党市議団は考えていますという話をしま
した。議員団で議論するとき、広聴についてど
うするかという議論もあったんですが、アンケー
トなどに取り組んだりした場合、返していく場
合、一会派がやる場合には一会派の意見で返すこ
とができるんですが、返す場合に、議会としては
どう返していくのかという部分で、そうすると広
聴まで入れていくと、そこの広報・広聴委員会で
対応するとなるとちょっと荷が大きくなるだろ
うという思いがあります。それは例えば議会運営委
員会の場になるのか、別の場になるか分かりませ
んが、広聴という場合、ですから一定の対応の難
しさがあることから、広報委員会にとどめたらど
うかというのが日本共産党市議団の今の提案なん
です。

○森戸座長 それでは、もしほかにご意見がな
ければ、まず第3章に入れることについて、持ち
帰りという会派は持ち帰っていただきたい。24
日までにご返事をいただきたいと思います。

それとも関係はするんですが、日本共産党と小
金井をおもしろくする会はかなり現状の条文を訂

正するというか、直しているということがありま
す。生活者ネットワークからも、条文の場所につ
いて移動させてほしいということで、大体生活者
ネットワークの第7条に「請願・陳情を議会に提
出することができる」というのを入れたらどうか
ということで、共産党の方は、審議・審査をする
という請願・陳情の位置付けを第6条のトップに
持ってきた方がいいのではないかと、この辺り
は若干共通しているのかなと思うところがあり
ますが、その前に白井議員から提案があった第5
条の第1項、「情報公開を徹底し、情報の共有化
に努めるとともに、説明責任を果たさなければな
らない」ということを盛り込むことと、第4項に
「議会は、法令又は他の条例に特別の定めがある
ものを除き」ということで情報公開をうたった
という、ここの新しい部分について議論を進めた
方がいいかなと。

第5条は、白井議員の文章の第2項なんですが、
「本会議、委員会を原則とする」ということなん
ですけれども、第5条は全員協議会を入れるん
ですよ。（不規則発言あり）それは確定だと思
います。なので、それは入れておいていただければ
と思います。

それともう一つは、前後してすみません、第3
項の「議会は、あらゆる市民が」という、「あ
らゆる」という言葉を補充したということです。

第5条の白井議員の提案のところから今日は議
論を進めていきたいと思っています。よろしくお願
いします。もし白井議員の方から更なる補足説明
があれば。（不規則発言あり）いいですか。

事務局の方から少しご意見を頂いております
（不規則発言あり）それは後にしてもらって、今、
議論しているところを先にお願ひしていいですか。
第5条関係です。

○飯田議会事務局次長 それでは、白井議員の第
5条の関係でご説明といたしますか、こちらで若干
気がついたところをご説明させていただきたいと

思います。秘密会のところは除いた部分についてご説明させていただきますが、第3項のところ、「あらゆる市民が傍聴しやすい環境」というところでございますけれども、傍聴は現在、市民以外にも認めておりますので、まず「市民が」というのがどうなのかというのが1点ございます。それから、「あらゆる」となりますと、先ほど白井議員からもご説明がありましたように、子育て中の方とか高齢者や障がい者の方というご説明がございましたけれども、例えば外国人の方がいらしたとき通訳をするのかとか、子育て中で保育園のような方をお連れになったお母さんに対して保育士などをつけるとか、そういった問題がございますので、お気持ちとしては分かるところではございますが、条文にここまで盛り込むというのはなかなか厳しいのかなとは考えております。

それから、第4項のところでございますが、「議会活動に関する資料」ということでございますが、基本的に平成20年の自治法改正で議会活動というものが広げられ、従前、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会というような形になっていたわけでございますけれども、改正によって、全員協議会ですとか会派代表者会議、広報図書運営委員会ですとか正副の打合せなどについて、また全員協議会等について会議規則に定めることにより議会活動に含めることができることになったわけでございます。本市におきましては、会議規則で全員協議会を議会活動に含めているところではございますけれども、招集通知を出してお集まりいただいている会派代表者会議とか議会報編集委員会なども議会活動に入ると考えておりますし、ほか、議員派遣をかけている活動も議会活動としているわけでございますので、「議会活動に関する資料・文書及び保有する情報」というのがかなり広いわけでございますので、そこまで広く公開していくのかというところがございます。本市では情報公開条例がございますので、それに

のっとった公開はしております、会派代表者会議などにつきましては要旨を記録しているわけでございますが、公開請求があった場合には公開しているというところでございます。

他市の例を、こういった関連の規定がないか調べたところでございますけれども、八王子市などは第5条で、「情報公開及び説明責任」の中で、「取り組むことの一つとして、議会が保有する文書等を原則公開すること」と規定してございます。逐条解説で、「議会が保有する文書等とは、会議の記録だけでなく委員会資料などがあります。市の情報公開条例の定める範囲内で公開を進めます」という形で述べているわけでございますが、「議会活動に関する資料・文書及び保有する情報」というのをどこまで考えてこの規定を設けるかというのをご議論いただく方がよろしいのかなと考えております。第5条関係は以上でございます。

○森戸座長 ということであります。

○白井議員 まず、第3項の「あらゆる市民」についてですけれども、さっき市外の人もおケーという話は、私はそれは当然だと思うんですけれども、ここで補足しておきますけれども、「あらゆる」という言葉をつけたのは、最後の語尾は「努めるものとする」ということにしていますので、今できていないことででき得ることを最大限取り組んでいくという意味を表したという意味で、「あらゆる」という言葉をつけた次第でございます。ただ、議会内部でそういったことは当然取り組んでいくんだよということが皆さんの方で共有できるでしたら、別にそこまで「あらゆる」という言葉をつけ足すことにはそんなにこだわっているわけではありませぬので、そこだけお酌み取りいただければということです。

ちなみに、もともとの条文では「市民が傍聴しやすい環境」と書いているのは、市外の人が傍聴するということに関して問題あるんですかね。そ

こはどうですか。

○飯田議会事務局次長 市民となりますと、普通は小金井市に住んでいる方とか、在学、在勤というぐらいのイメージだと思うんです。「市民」と規定しますと、それ以外の方はどうなのかなと疑問を抱く方もいるのかもしれないのかなと思っております。

○森戸座長 そうすると、もとの文章の「市民」も入れない方がいいということですか。

○飯田議会事務局次長 他市の例、例えば大阪府の堺市の例などでは、「市民が」というような形ではなくて、ただ「傍聴しやすい環境を整えるものとします」というような形にしていまして、逐条解説で具体的にこういうことに取り組みたいという形で述べておりますので、「市民が」と規定していかどうかというのは考えた方がよろしいのかなと考えています。

○板倉議員 今の議論を聞いていて、素案たたき台で、白井議員はもとに書いてあるではないかということを書いているわけです。「市民に開かれた市議会」とか、「市民と議会の関係」とか、全部「市民」になっているわけですよ。今のご答弁をいただきますと、この書き方についてはどうするのかという疑問も生まれてきてまして、どう整理するかですよ。そこを考えなければいけないと思います。

○斎藤議員 英語で言えば「citizen」という意味で捉えるべきなのではないかと思えます。「小金井市民」と限定せずに、「citizen」という意味で捉える必要があるのではないか。

○飯田議会事務局次長 もしそういうことでしたら、例えばなんですけれども、総則のところ言葉の定義をつけるという案もあるかと思うんです。

「市民というのはこういうことで条例内では定義しています」というのをつければ問題はないのかなと考えています。

○森戸座長 いかがですか。そうすると、「市

民」というと、市内在住、在勤、在学、それから住民登録されている外国人、観光で来た外国人はなし。「市民」はちょっと整理しなければいけないかも。

今、外国の人が市政に対して意見を言うことはあると思うんですよ。実は昨日、うちの事務所に、自転車置場をもっと駅の近くに設置できないのかと、アメリカの方だったんですけども、英語で言ってこられたと。私はいなくて、英語の得意な大卒の若い人がいたものですから、こういうことで、森戸議員、意見がありましたと私に伝えていただいたんですけども、ああ、そうかと、そういう小金井市に在住している人もそういう意見を持ってこられるんだなと思ったんですが、そうすると、例えば市議会会議録英語版、ハングル語版とかいう話になるんですかね。そういうことにはならないですよ。

どの範囲までをいうのかというのは考えておく必要はあるのかなと。これから地方参政権となったら、英語でなくて日本語で勉強してくださいという話になるのか、よく分からないんですが。

○飯田議会事務局次長 今、ぱっと他市の例を見させていただいたんですが、調布市などでは、総則の中の第2条のところに、「この条例において『市民』とは市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体を言います。」というように用語の定義をしております。それから多摩市なんですけど、総則の中の第2条のところ、「用語の定義」のところでは幾つか用語の定義をしているんですけども、その一つとして「市民」というのがございまして、「市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者または活動する団体等を言います。」という形になっております。

傍聴の規定を必ずしも議会基本条例の中に設けていないところもございまして、調布市や多摩市などは傍聴については特に述べていないところも

ございまして、そういったことで「市民」という定義との整合性といいますか、その辺を考えて条文を作っているのかなとも考えられます。

○五十嵐議員 今、小金井市民でもいろんな人がいますよという話をされているんですけども、小金井市議会には市民でなくても陳情を受け付けていますし、傍聴もできる状況がありますよね。何度も陳情も市外からも来ていますよね。だから規定することによってそれを排除しないように表現しないといけないのかなと思うんですけども。

○森戸座長 それは確かに言えますね。

○鈴木議員 白井議員のをよく検討していただいている内容だと思って見ています。ここに第3項で「あらゆる市民」ということで、これは恐らく想像でお話しさせてもらうんですけども、「あらゆる市民」という中では外国人ということもあるのかもしれないけれども、その前に、なかなか傍聴しにくい市民の方への配慮ということで入れてくれたんだという解釈で私はいるんです。このところが整理できれば、もちろん「市民」という語句の整理は改めて必要かと思うんですけども、そういう意味も含めていい提案だなと思うところもある反面、また深い悩みの森に迷い込んだなという思いも持っております。だけど、これはきっと重要な論点だと思うので、もう少し考えを深めてみたいと思うんですけども、「あらゆる市民」、傍聴しやすい配慮が必要だということをやうまく表現したいということなのかなと思って見させていただいているんですけども、その辺はいかがですか。何かあれば。

○白井議員 提案理由の説明のところにも書いたんですけど、最初にイメージしたのは、障がいを持つ方だとか、子育て中の方がここに来て傍聴しやすいかということ、実際は子どもを抱えながら傍聴はできないなど。私自身、一般市民と言ったら失礼ですけども、議員になる前に一番最初に傍聴に来たのが3年ぐらい前の日曜議会だった

んですが、そのときは、当時私の息子が生後5か月ぐらいで、抱っこしながら実は傍聴に来させていただいたんですけども、最初に本庁舎に足を踏み入れたのが実は初めてでして、エレベーターがないことに愕然としまして、4階まで上がって汗だくになりながら傍聴していたら、生後5か月の子どもがずっとこういうところにおとなしくしているかということ、ぎゃーぎゃー泣き出して外へ出ざるを得なかったと。これは今すぐできるというわけではないんですけども、自治体の議会によっては、例えばキッズルームみたいな形だったり、分離されたスペースがあったりだとか、そういう配慮がなされているという、そういった事例も出てきているというのは調べて分かっているところではあります。なので、すぐそれをするべきとは言わないんですけども、ただ、常々そういった傍聴したいけれどもできないという方々への配慮という意味でこの表現を加えさせていただいた次第であります。ただ、正直に申し上げますと、外国人ということは、すみません、今回これを提案する中では想定には私にはなかったものですから、その辺を含めて皆様のご意見を頂ければと思っております。

○森戸座長 傍聴については2011年ぐらいの議会運営委員会で、庁舎建設の議会フロアの在り方についてというまとめを出していると思うんですよ。そこである程度、新庁舎についての傍聴席をどうするかということはまとめていまして、今、その資料がないんですが、多分子育て中の方とか障がい者が傍聴しやすいようにというまとめをしていると思うんです。そのことと、「あらゆる」ということをどうするかということはあると思うんですが。

○飯田議会事務局次長 先ほどご紹介しました大阪府の堺市の例で、「市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする」という、もとのたたき台の本市の条文と全くそのとおりの条文があった

例がございまして、堺市の例は、実は第9章の「情報公開」というところに入っておりまして、「市民」という言葉は入っていないんです。会議規則の方には「市民に」というようなことは一切入っておりません。堺市の方では、「議会の会議は原則として公開し、会議で用いた資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。」ということで、市民との関係というよりも情報公開という点での条文の方に入っているということで、参考までに報告させていただきます。

○森戸座長 ありがとうございます。もともとの「市民」をここに入れるかどうかということです。請願・陳情は誰でもでき、市外の方々もできということからすると、五十嵐議員がおっしゃるように、余りここで何か規定していくということになると、議会全体がその「市民」ということに縛られるということになるということで、規定しない方がいいということですよ。事務局から、「あらゆる市民」と入れないで、「議会は傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする」という言い方も別にそんなに悪くはない。逐条解説の中で、子育ての人とか障がい者とか、議会運営委員会でまとめた新庁舎建設の在り方などの傍聴のところも参考にして入れる必要があるのかなとも思うんですよ。

傍聴しやすい環境を作るということで、傍聴規則をこの7、8年ぐらいでかなり変えてきたんですよ。あれは小川元議員が議長だったときだったか。例えば、銃器とか凶器とかを持ち込んではないとか書いてあったんです。それは市民を最初から疑っているのかということで、確かそういう文言を削除したり、それから帽子がだめとか、スカーフがだめとかあったんですけども、それはファッションではないかと。それはだめということにならないでしょうということで、確かそういうことも削除したりとか、そういう改革は進め

てきたんですよ。だから傍聴しやすい環境を作っていくということは常に求められていることなのかなと思っていて、これを削除するということにはならないかどうかということも問われているかな。他市は「傍聴しやすい環境を整える」というような文言がないところの方が多いんですよ。ということですね。

過去の例で言えば、例えば予算が通らなかったときなんかは、常に60人ぐらい傍聴に来られて、本会議場に入れなかったので、第一会議室に傍聴席を設けてモニターで見ていただいたというときもあったんです。ですよ、副議長。（「最初の日曜議会ではなかったか」と呼ぶ者あり）日曜議会か。日曜議会もモニターを置いてやったんですよ。あのときは随分盛り上がりまして、100人以上で本会議場に入れなくて、それ以外も委員会、予算が通らなかったときに傍聴席いっぱい（不規則発言あり）議会応接室でね。住民投票のときもそうでしたね。駅前庁舎の直接請求のときも入れないという場合などがあって、傍聴できる環境を常に私たちは考えていくということはやってきたんですけれども。

○板倉議員 私は白井議員のこの第5条第3項、表現をどうするかは一定整理しなければいけないと思いますが、この項目はあってもいいと思っています。議会としての姿勢を、「市民」という言葉がいいのかどうか分かりませんが、あらゆる方々に示していくという姿勢としては含まれるべきだろうと思っています。

問題はその「市民」というカテゴリーというのか、これをどのように捉えるかという、「市民」の定義を加えるのか、加えたことによって排除される方が出てしまうのではないかという部分があって、そこをどうするかというのは考えないと、議会基本条例の前文からも「市民」という言葉が出てきますから、全体に影響していきますので、そこは慎重にしながら、どういう文言にするかと

というのは考えた方がいいと思っていて、そこを整理した方がいいと思っています。

○白井議員 今までのいろいろなご意見とこれまでの経緯を聞いていますと、その「あらゆる」という言葉に私はそういう意味ではこだわりませんので、ただ「市民」という言葉の扱いがここに関しては考えないといけない。ただ、これを丸ごととってしまうと、条文では「議会は」が主語で、「傍聴しやすい環境を整える」というのが述語なんですけれども、目的語が多分必要になってくると思うんです。だから、例えばですけれども、「誰もが」とかにしてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○森戸座長 「あらゆる市民が」を「誰もが」ということですね。

○片山議員 この「市民」の定義についてを、そこからもう一度話し合った方がいいような気がしているんですが、最初に板倉議員が指摘したように、ほかの部分においても、「市民の声を反映させる」とか、「市民に開かれた」の「市民」はどうするんだということと同じことかなと思っはいるんですけれども、ですので、ここだけとればいいということではない問題だろうと思っはいるんですが、どうでしょうか。

○森戸座長 五十嵐議員がおっしゃったように、「市民」というのは余り規定しない方がいいと。規定してしまったら、本当にこの議会基本条例は生きなくなると思っはいて、そういう点では、外国人であろうとなかろうと、誰もがこの条例で小金井市議会にはアクセスできるんだよとしておかないとまずいと思うんですよね。だから、あえて規定をしなくていいのではないかと、小金井市議会はずっとそれで来ていると思うんですよね。だから、一定の条件つきで郵送陳情でも受け付けていますよね。ということなどもあるので、規定することはないと思うんですが、持ち帰りますか。持ち帰りたいたいところがあれば。

○中山議員 大切な議論なんですけれども、こういうことを一々持ち帰っていたら切りがないですよ。基本的に小金井市議会は原則公開しているわけですから、いきなり傍聴に来て、あなたどなたですかと、あなたはこういう関係の人だから見られませんということはないと思うんです。ですから、一般的に解釈すれば、誰に対しても公開されているわけですから、五十嵐議員のご意見、それから座長のご意見を考えて、ここはある一定、例えば今、白井議員がおっしゃったように「誰もが」というような表現で私はいいいのではないかなと。もし仮にそういった障がいをお持ちの方も普通に傍聴できる環境を目指すという解釈をどうしても入れたいということであれば、例えば「ノーマライゼーションの理念に合致する」とか「基づいて」というような形で取りまとめてもいいのではないかと考えます。

○片山議員 もちろん「誰にも開かれた」ということでいいんですけれども、そうではなくて、ここだけ「誰もが」というような、とるとか言い換えるということであって、ほかのところの規定されている「市民」というのも全部そうやってかえていくのか、とるのかということなのかということをお伺いしたいと思っはいるところなんです。

○森戸座長 だから、白井議員からはこだわっていないというご意見を頂いたので、もとの原文のままでもいいのではないかと思っはいます。（不規則発言あり）「誰も」をまた説明しなければいけないということがあるので、原文のままでもいいということでこれは整理したいんですが、いかがでしょうか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、そういうことで第3項は確定させていただいていいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、第3項は確定をいたします。（「第3項は原文のまま」と呼ぶ者あり）それで

す。

○加藤議会議務局長 今、もうこれで決めようという段階でお話しするのはあれなんですけれども、会議の公開自体、傍聴に関して、まず自治法第115条に「議会の会議はこれを公開する」という条文がございます、それは議会の傍聴、会議録の公表、報道の自由というのが認められているということになっていまして、自治法第130条に傍聴人の取り締まりという条項があって、その第3項に「会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない」、これは基本的に傍聴人の取り締まり規則を制定することができるという、そういう趣旨になっておりまして、先ほど座長の方からお話がありましたように、小金井市の傍聴規定も、今は小金井市議会傍聴規則という名前なんです、以前は小金井市議会傍聴人取締規則というのがあって、これが昭和51年に傍聴規則が施行したときに廃止されている、そういう経過で来ているんです。取り締まるとは余り言い方として。ただ、自治法の条文の流れから来ると、そういう取り締まりをするための規則を制定することができるという形になっているんですけれども、今のこの「市民」のうんぬんという部分ですけれども、傍聴規則の中では傍聴する方をどういう形で言っているかという、「傍聴人」という言い方をしております。「傍聴人」というのは、言ってみれば議員の方以外のあらゆる方に会議を公開するということである、そういう意味合いを含んでいると思うんですけれども、この傍聴規則の中では、「会議を傍聴しようとする者」という言い方と、いわゆる「傍聴人」という言い方をしているんです。なので、先ほどおっしゃられたほかの条文との絡みで考えますと、ここをほかのところともし分けをするということであれば、例えば「傍聴人」という言い方であれば、まさにこの規則にのっとった形の言い方で整理もすることができますし、逆に「市民」という形をもし残すといったと

きに、結局その「市民」というところの定義をもしどこかで共通の形をすると、いわゆる「傍聴人」というところでの「市民」という位置付けの、もしかしたらその辺の区分けがちょっと難しくなるかなというところがありますので、何も入れないということが一つやり方としてはあるというのと、あと、ここを例えば「傍聴人」という形に入れるというのも手としては一つあるかなということ、すみません、ちょっとご参考までに。

○森戸座長 ありがとうございます。そうすると、これは作業部会に任せますかね。だから「傍聴人」でもいいわけですよ。どうですか。

○片山議員 今の局長のあれは、だからここに限っているわけですけれども、先ほどから五十嵐議員もおっしゃったような、小金井市議会は小金井市の市民だけではなく、いろんな方々に開かれているということ、いろんなところで用語が出てくる「市民」というものが全てそのように解釈してここでは使っていくという意味合いだろうと私は思っていたものですから、ここだけ「傍聴人」という形にするのか。ほかのところは別の定義をつけるということなのか。

○斎藤議員 私は、小金井市民に選ばれた小金井市議会の権限とか、その範囲は限られているので、基本的には「市民」というのは小金井市民でいいと思っているんです。ただ、ここで言えば傍聴に関してどうするかということなので、これは小金井市民以外の方でもオーケーですよという、そういう規定ですから、ここだけ違っても何のそごもないと私は思っています。

○森戸座長 逆だということですね。いろんな解釈があるんだな。「市民」と規定すると、斎藤議員から言うと小金井市民になるので、傍聴できるのはもっと広い人たちが傍聴できるわけだから、「傍聴人」と規定しておいた方がいいのではないかということですよ。

○斎藤議員 もう少し突っ込んで言えば、白井議

員が言われた「誰もが」ということで私は十分だと思うんです。ほかの「市民」とここの「市民」を置き換える言葉として「誰もが」ということで、十分そごのない条例になると思います。

○片山議員 でも陳情・請願はほかの市の市民でもできますので、そこについてどうするかというのがあると思います。

○斎藤議員 そのこの部分は同じように直せばいいと思います。今、議論がそういう形になったので、そのように申し上げたんですけれども、先ほど言ったように、「市民」というのを「citizen」という意味、広く一般的な人々という概念でとるのであればこのままでいいと思いますけれども、先ほど「市民」というのは小金井在住、在勤、在学という形で規定してしまうと、傍聴に関してもそれぞれについてそういう規定、文言を選んでいかななくてはいけないと思います。

○渡辺（ふ）議員 「市民と議会の関係」というのが第3章の頭にありますよね。「市民に開かれた市議会」というのがありますよね。そうすると、その下に自然と「市民」という関係の上に条文が作られてくるのかなと思って当然だと思うんですよね。そのところで「市民」か「市民」ではないかという議論をするというのはどうかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。だから、私は「市民」という中にいろんなものが含まれていていいと思うんですけれども、でも「市民」と「議会」という一定の対象者といますか、があって、なければこういうものはできないのではないかなと思うので、外国人も他市の市民も全部全ての方にということをあえて考える必要もないかなと思うんですけれども。

○森戸座長 これは「市民」にしてはいけないということは何かあるんですか。

○加藤議会議務局長 「市民」という形にうたったときに、先ほどの「市民」の定義をどういう形にするのかと、ちょっと引っかかるところがそこ

なんです。傍聴は、先ほどお話しされているように、当然市外の方でも、また傍聴に関しては、広く報道の自由が会議公開で認められておりますから、当然報道の関係者も「傍聴人」として傍聴規則の対象になるというような解釈もございますので、そうすると「市民」と入れた場合に、例えば報道関係者、当然それは「傍聴人」になるわけです、その辺のところをどのように「市民」といったときに定義するのかというところを、細かいところの解釈でいうと、その辺はちょっと線引きが難しいかなということであれば、先ほどの「誰もが」とか、もしくは一般的に「傍聴人」という形の語句をつけていただくという形であれば、その辺のところは多分クリアされるかなという趣旨で申し上げたということです。

○森戸座長 ということでありまして、「傍聴人」もしくは「誰もが」ということで。

○鈴木議員 議論を聞いていて、難しいなと思います。「市民が」「誰もが」という、それぞれ整理が必要ということですよ。ここまで細かく定義してしまうということの制限というか、そこで生まれる制限のことも考えなければいけないわけですから、そういうことを考えると、消極的提案ということになるんですけれども、とってしまつて、「議会は傍聴しやすい環境を」という、さらっとしたやり方でもいいのかなと改めて思うんです。

○森戸座長 ここは、傍聴規則がありますから、これと整合性をとるということは必要なかなと思うんですよね。作業部会で検討していただけないでしょうか。

○白井議員 作業部会で検討するということで私は賛成なんですけど、最後に一言つけ加えておくと、今の話でいくと、傍聴規則との関係もあって「市民」という言葉がなじまない。仮に選択肢が、私が提案した「誰もが」というようなことと「傍聴人」という選択肢になるのであれば、私として

は「誰もが」が適切かなと思っているんですよね。なぜかという、「傍聴人」というのは傍聴に來られて初めて「傍聴人」になると思うんですよ。だから、今、傍聴に來られていない人も含めて傍聴しやすい環境を作るといふことも趣旨としては考えていましたので、それで言うと、「傍聴人」という言葉よりは違ふ言葉の方がいいかなと思っています。それだけつけ加えさせていただきます。

○水上議員 ただ、「市民」の規定みたいなことが、例えば市民参加条例とかあるではないですか。僕も見ている限りでは、「市民」という言葉が出てくるんだけど、「市民」とは何かという規定は条例には書かれていないと思うんですよ。だから、市民参加条例の「市民」というのも、基本は小金井市民なんだろうと思うんですけれども、いわゆる「市民」という形の言い方なのではないかなと思っているんですよね。だから僕は、何か規定するみたいなことは条例上行わなければいけないというようなことでもないのではないかなと思っています。それを細かく規定し始めると、今までの議会が到達してきたものがちょっと違ってきたりすることもあると思うので、だから僕はその辺は「市民一般」という形の言葉の使い方ではないかなと思うんです。だから「誰もが」というのではなくて、原文の「市民が傍聴しやすい」といふようなこととか、そうすると「市民の声を反映させる議会」といふのは、陳情は誰でも出せるわけですから、市外の人たちも、差別ができなくなってくるわけですよね。だから、僕はそのようにして条例が成り立つのではないかなと思うんですけれども、その辺どうなんですかね。

○斎藤議員 水上議員がおっしゃるとおりだと思っていて、「市民」の定義を入れてしまうと次の議論が始まってしまうんですよね。それを入れるか入れないかというところをまずここで決めて、入れるということになれば、作業部会でそれぞれの条文の文言を考えていただくということ

いかがでしょうか。

○森戸座長 今、「市民」といふ定義をするかどうかということだったんですが、大体しないという方向なのかなと思っていたんですけども、いかがですか。

○中山議員 私も、定義は特にしないという方向で考えるべきではないかと思ひます。基本的に小金井市民の皆さんのための市政ですから、そういう一般的な解釈と、それから、例えば傍聴とか全体的にどう扱うかというの、その時々であると思ひますので、ここはほかの条文との兼ね合いとか、それからほかの条例なども考えると、特に規定しない方がいいのではないかと考えます。

○鈴木議員 「市民」の定義が必要かどうかという議論と、この今の白井議員の第5条第3項の表現の中で、この第3項に限って入れるか入れないかという議論をするのかという、ここを確認したいんです。

○森戸座長 今、全体的に「市民」の定義を入れるかどうかという議論です。

○鈴木議員 であれば、先ほどお話ししたように、あえてここで入れずにおいてもいいのかなと考えています。

○森戸座長 「市民」の定義は入れないと。

○小林議員 私も皆さんの意見のとおり、現時点では入れなくてもいいのかなと思ひます。特にこの議論は入れない前提で協議を進められるのかなと思ひます。現時点ではと言っているのは、ほかの議会でも総則などに残している経過を見ると、最後まで行き着いたときに、なければ説明がつかないということがあり得るかなということ、その辺りは可能性として残すべきかなと思ひます。

○森戸座長 現時点ではということですね。

みんなの党、いかがですか。

○百瀬議員 今の小林議員のおっしゃったとおりで、私も現時点では定義をしないということで、最終的に全て読み直したときに、定義が必要など

きには考えるものかなと思っています。

○森戸座長 生活者ネットワーク、いかがですか。

○林議員 私も、「市民」の定義はあえてしなくてもいいと思います。そもそもの素案たたき台のこれでも、前後の条文を見ても、「市民等」というような言い方もされているので、そういったことでいろいろなものが含まれていくのではないかと考えています。

○森戸座長 共産党は入れなくていいですよ。片山議員は入れなくていいですよ。

○片山議員 ここで規定しない方がいいなとは思っているんですが、市民参加条例の手引きでしたか、今、探して見つからないんですけど、「市民」の定義がどこかに定められているものというのはどこに書いてあったかというだけ確認したい。

○森戸座長 逐条解説ですかね。市民参加条例で「市民」の定義は。（「条例にはないです」と呼ぶ者あり）条例には入っていないですよ。

すみません、斎藤議員は「市民の」は盛り込まなくてもいいという……。

○斎藤議員 定義しなくてもいいと思います。

○森戸座長 白井議員もですよ。

○白井議員 「市民」の定義は要らないと思います。

○森戸座長 全体、「市民」の定義は要らないということなんですよ。その前提に立って、白井議員が最後におっしゃったように、傍聴に来ている人だけではなくて、傍聴に行こうかなと思っている市民も含めた定義にした方がいいのではないかと。そういう意味で、「傍聴人」というよりも「誰もが」とかいう方がいいのではないかとのご意見だったわけです。

斎藤議員、何かあれば、ひとり言ではなくて、ご意見を言っていただければ進むこともありますので、是非お願いします。

○斎藤議員 私は白井議員の代弁をするわけでは

ないんですが、先ほど「市民」ということを定義するということになれば「誰もが」という言い方になるんでしょうけれども、「市民」という言葉を使うのであれば「あらゆる市民」でいいのではないですかね。「あらゆる市民」という言い方は、ハンディキャップを持っている人たちも含むという、あえてそれを明らかにするという意味での「あらゆる市民」で、私はいいのかなと。

○加藤議会事務局長 実は私も非常にこれは悩ましいところなんですけれども、先ほど報道の関係をちょっとお話して、他市の例なんかですと、例えば一般の傍聴席と異なる特別な配慮をしているような場合が、傍聴の場合、報道機関にあるような議会も実はあります。うちの傍聴規則の中には、第3条に「一般席及び報道関係者席に傍聴席を区分する」というのが載っていて、この辺が「市民が」と定義をたえしなかった場合に、「市民が」という語をつけたときに、この「報道関係者」の部分が若干引っかかる場所があって、であれば、傍聴のところに関してだけですけれども、広い形での条例上の規定はした方がどうか、いいのかなというのが私が若干感じているところで、これはこうですということではないんですけども、今、申し上げた「傍聴人」の定義は非常に広いので、その中で「市民が」ということにしたときに、報道等の関係からすると、「市民が」ということで規定をしない場合であっても、その形でそのまま使っているのかどうかというのが、私もどちらかというのは確定的に言えるものではないんですが、というところがあるので、基本的なところは、今、皆さんでご確認をいただいていると思いますので、この辺の解釈のところでできれば更に作業部会の方で最後の詰めをさせていただければとは思いますが、今、私の時点ではそこが少し引っかかっているところということがあります。

○森戸座長 局長がおっしゃるのは、第3条で、

「傍聴席の定員及び区分」という規定があつて、「傍聴席の定員は、おおむね30名とし、一般席及び報道関係者席に区分する。」ということになっているということなんです。そうすると、「市民」という定義が「報道関係者」も含める……。

○加藤議会事務局長 結局、「市民が」というのを入れたときに、「市民」というのを定義しなければ特に問題はないというのはあるんですが、ただ、議会によって、一般の傍聴者と異なる特別な配慮をしているようなところもあつて、うちの場合には席を単純に区分しているだけで、傍聴で何かその分、取扱いが違ふかという、実は取扱いが違ふことは一切ないんですが、ただ、傍聴の規定の中に「市民が」と一般的に規定しない場合も、報道機関とかそういうところは「市民」というところに含めて考えるという解釈をすれば確かにいいんですけども、というところが果たしてそれでいいのかなというのが私の疑問としてあるということですので、もし「市民が」ということはそういうのも含めた形なんだと、ほかで言っている「市民」というのも定義をしていないから、そういうのも含めてこれは「市民」ということで、報道機関のこういうような関係も含めてここで言っている「市民」は捉えればいいという意味であれば、ここで使ってもよろしいかと思うんですが、そこだけ、ほかの「市民が」というところと、この傍聴については、今、申し上げたような報道関係者とかそういうところの要素が入っているので、そこだけがちょっと悩ましいという部分だけで、気になっていて。

○森戸座長 分かりました。では、例えば、障がい者の車椅子席を傍聴席に設置するというになると、ここは「一般席及び報道関係者席、障がい者席に区分する」みたいになるということですか。それはならないでしょう。ただ、報道関係者と区分するという、これはどうしても傍聴規則の中に入れ込まなければいけない理由は何かあるん

ですか。

○加藤議会事務局長 多分これは、先ほどの自治法第115条の中で、「議会の会議はこれを公開する」と定められているのを受けて、「議会の傍聴」と「会議録の公表」と「報道の自由」というところの中から、この傍聴規則を定めるときに、一般席と報道の自由とを認めるためのところをきちんと分けるという精神でこの辺は分けられたのではないかと思います。

○五十嵐議員 今の局長の疑問に対する質問なんですけれども、そうすると「市民」という言葉でなくて、「誰もが」という言葉になった場合はどうですか。そこも同じような局長の不安というか、疑念というか、それは残りますか。

○加藤議会事務局長 なかなか確定的にここで言うのも難しいんですけども、もともとこの傍聴のところを細かく言うと、先ほどこれを入れないというご意見もあつたかと思うんですけども、これを入れない形でも、傍聴の定義というのは様々な方々という考え方があると思うので、入れないという整理もあると思うんです。ここに、先ほどの「誰もが」とか何かを入れるということになると、どうしてもその意味合いというのはいづれにしても出てくると思うんです。条文を見たときに、この語句がどういうことを意味しているかというのは、多分外から見たときに、これは何を意味しているかというのがもし分からない場合は、逐条解説の中にそれを書いているというのが一般的な方法だと思うんです。ですので、もし何かを入れるということであれば、ここで言っている、例えば「誰もが」と言っていれば、これは先ほど白井議員がおっしゃったようなこういうことですということを逐条の中にうたっていただければ、それは大丈夫かと思うんですが、ただ、ここで例えば「市民が」と言ったときに、ここで言っている「市民が」というのは多分、そういう疑問というのは外から見た場合には出てくるだろうと

思っていて、それが先ほど申し上げたような、特に傍聴のこの条文の中では、傍聴というのはどういう人が認められて、なおかつ先ほど申し上げた報道の自由との関係でそういうこともあるということになると、ここで言っている「市民が」とか、もし何かを入れた場合に、それとの絡みで、もしかしたらちょっとこだわる方はこだわるかなと思って、その辺のところが気になったもので今、お話をさせていただいたということです。

○白井議員 私の提案でこんなに時間を使ってしまって、本当に申し訳ないんですけども、例えば「誰もが」と書いても、その説明が必要だったり、どこかでそれが共有をちゃんとしていかないといけないということであれば、ここを「傍聴をしたい人が傍聴したい環境を整えるよう努めるものとする」と。だから、「傍聴したい人が」にした場合はいかがでしょうか。

○森戸座長 でも、そうなるともたちょっと意味合いが違ってきますよね。傍聴してほしいとこちらは思っているわけですよ。白井議員もそうだと思うんですよ。できる限り傍聴しやすい環境を、行って見て、小金井市議会はどうか聞いてみたいと思うような傍聴環境を整えようということだと思うんですよ。だから、そういう意味では、「傍聴したい人が」みたいにすると、ちょっとまた意味合いが違うかなと思うんですけども。（「傍聴したくない人にも傍聴してほしい」と呼ぶ者あり）傍聴したくない人に特に傍聴してほしい。

○飯田議会事務局次長 先ほど市民参加条例の関係でお尋ねがございまして、手引きを見たところなんですけれども、「市民」ということについての用語の定義は載っていないところでございますが、「協働」のところでは若干説明書きがございまして、「協働とは、市民、市内への通勤者、通学者、市内に事業所・事務所等の活動拠点を有する法人、その他の団体、または市内に暮らす外国籍を有する者と市が協働していく」というような形

で説明書きがございまして、ここに市民参加条例に載っている「市民」は市外の方については想定していないという状況だと思います。

○森戸座長 行政に対するものと議会とはまたちょっと違うと思いますが、ただ、今の言い方は参考になるところではあると思うんですけども、ただ、余りもう規定はしないということの方向なので、問題は第5条の白井議員からの提案というのか、もともとの文章も「市民」と入っていたわけで、それをどうするかということだと思うんです。

○片山議員 今、市民参加条例のところでも規定がきちんと定められていないということであつたら、それに縛られるということはないという確認でよろしいわけですね。議会基本条例の中で、逐条などの方法で、例えば「市民」という、ほかのところ載っている文言もそうなんですけれども、この後、もし逐条解説とか作業部会で検討する場合に、その前提となる何かほかのものがあるということは考えなくていいと考えてよろしいですか。

○森戸座長 それはちょっと考えられないでしょう。だって、例えば請願・陳情で他の市民からの請願・陳情もあるわけですよ。そのときに、この人は他市だから意見は聞かないんだということになるかという、そうはならないわけで、広く議会というのは請願権や陳情権のもとに運営されているところがあるので、なかなか市民参加条例の規定でいくということにはなじまない部分を持っていると思います。これは私の見解なんですけど、皆さん、いかがですか。

○五十嵐議員 条例文全体を通して「市民」というのは定義をつけないで、「citizen」に近い扱いでやっていくというのは、それはそれでいいのかなと思うんですけども、傍聴とか具体的な話になってくると、そこはちょっと引っかかってくるというような気がするんですね。だから、そういう意味では、提案の趣旨の中身は、「誰でも」が、今まで傍聴しにくい人も何とかしやすいよう

に整えましょうよ、努めましょうよということなので、その意図を活かしたような表現がどれがいいのか。「傍聴人」がいいのか、「誰も」がいいのかということを作業部会で少し詰めるというようにしてはどうでしょうか。ここは具体的な話になってくるので、どうしても一般的にはかで使う「市民」という言葉とちょっと違う扱い、次の展開になってくるような気がするので、そのようなことで作業部会で考えるというのはどうでしょうか。

○森戸座長 そうだと思いますね。だから、この整理は作業部会にお任せしたい。ただ、議会というのは、憲法、地方自治法に基づいて請願権が認められているということからすれば、小金井市内だけではなくて、市外の人たちの請願権、陳情権もあるわけですね。これを否定することはできないし、そういう人たちも網羅した議会基本条例でないと、本当に小金井市は何のために条例を作ったのかという話になりかねないと思うので、そこはそれを踏まえて精査をしていただくということではいかがでしょうか。

○片山議員 ただ、作業部会で検討する際には、ここで一致したものということが前提だと思うんですけども、今、「市民」について、全体の定義をしないということは一致されているのか。それは別の話だと思って、この傍聴のところについてのあれが、「傍聴人」とするのか、「誰もが」とするのか、「市民が」ということにするのかという、このことについては、今、まだばらばらという状況ですか。確認です。

○鈴木議員 そのばらばらなんですけれども、すぐぐるぐる議論が回っているなと思っているんです。それだけとても大事な議論だと思っています。だから、ここは十分に時間をかけて整理をした方がいいと思うし、自分自身、頭の中の整理が必要だなと思うところも含めてですけども、ただ、あえてここで規定せずに、さらっといくとい

う提案も一つあると。僕は、そういう意味では、この部分では、白井議員の第3項というところで考えてみたときに、原文に戻して、ただ、「市民」もとって、「傍聴しやすい環境に努める努力をするものとする」とここに書いてあります、そのやり方に戻ってというのもいいかなと僕は思っています。入れるのであれば、局長の今、ご意見も頂いたように、それぞれ定義が必要だったり、必要でなかったりと判断していかなければいけないというのは、もちろん選択肢としてはあると思いますけれども、だから僕はそうせずに、あえて入れないやり方でもここではいいのかなと、「市民」という言葉も、そのように今、考えています。

○森戸座長 持ち帰った方がいいのかな。「傍聴人」、「市民」、「誰もが」、入れない、この四択です。あとは、傍聴規則を直すことはできないから。

○加藤議会事務局長 あと、先ほどちらっと出ていた、白井議員からですか、あとは傍聴規則の中に、第2条に「会議を傍聴しようとする者はうんぬん」というのがあるんですね。なので、ちょっと文のつながりがこのままだとあれですけども、例えば「傍聴しようとする者に対して」とか、「傍聴しようとする者が」ということも、候補として入れようと思えば入れられなくは。「市民が」というところを、「傍聴しようとする者は」というのが傍聴規則の条文の中にうたわれているのがあるんですね。なので、これになってくると、そのようなニュアンスのうたい方も、先ほどおっしゃっていただいて、かなり作業部会の中で多分お話しいただく領域かとは思いますが、そういう言葉も入れることは条文的には可能かなとは思っています。

○斎藤議員 その発想は私は逆だと思って、ここで一番議会基本条例としていい文言を選んで、それが傍聴規則が合わないんだったら、そちらの規則を直すという形でなければおかしい。

○森戸座長 斎藤議員のお考えはそのとおりにかなと。傍聴規則を直すところは直していくと。先ほど局長がおっしゃったように、傍聴規則そのものが取り締まり規則なんですよね。もう今、そういう時代の流れではないかと思っていて、地方自治法も何か変えないと取り締まるんだみたいな話というのはおかしいなと思うんですけれども、斎藤議員がおっしゃった方向はいかがですか。よろしいですよ。必要があれば傍聴規則を訂正するというので、局長、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）すみません。

そうすると、今の局長の案というのはちょっとないということにしてよろしいですか。ごめんなさい。（「ご参考に」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。専門家がそのように言うてくださるというのも大事なことなので、これからは是非お願いいたします。

そうすると、四択でいきたいと思うんです。「市民」、「誰もが」、「傍聴人」、それから全部入れない、削除する、その四択でよろしいでしょうか。これも24日までに結論をお持ちいただければと思います。

最後に、副議長、何かあれば、すみません、今日はご紹介していなかったんですが。

○露口副議長 こんな考え方もできるのかなとさっきから考えていたのは、あくまでもこれは章の段階では市民と議会の関係ということで、括弧書きがあつて、「市民に開かれた議会」という大前提がこの中に含まれているんだと僕は思っているんですよ。その場合には、「議会は傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする」としたとしても、その内容は全部この中に含まれていると僕は思うんです。つまり、「議会は市民に開かれた議会であるために傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする」というのが暗にこの中に入っていると私は解釈しているから、体制がなくてもいいという場合は、それは逐条でそのように書

いてもいいんだらうけれども、そういう方向もあるのかなとちょっと考えて、長い時間がかかるんだなということだけは感じております。

○森戸座長 ありがとうございます。白井議員の提案から、事務局のもとの条例の課題も提案していただいて、午前中はそれで終わったんですが、非常に大事なところでありまして、ご議論、本当にありがとうございました。

ここで、昼休憩のため、休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後1時10分開議

○森戸座長 再開いたします。

午前中は第5条第3項についての「市民」をめぐって議論をしてきまして、四つの考え方で持ち帰っていただくことで集約をさせていただきました。1月24日の午前中ですね。さっきから24日と言っているのは、全部、午前12時までに提出をしていただきたいと。午後0時です。

それで、次に、新しい項目、第5条第1項と第4項、白井議員から提案された部分については、新しい提案ですので、持ち帰って検討していただき、これも1月24日の午後0時までに回答を事務局にお寄せいただきたいと思います。ただ、持ち帰る上で必要なことがありますので、皆さんからご意見を頂ければと思います。先ほど、議会事務局からも指摘がありました。まず、「議会活動に関する資料・文書及び保有する情報」とはどういうものなのか、白井議員の方でももう少し具体的に説明をしていただければと思います。

○白井議員 先ほど、事務局側から、議会活動に関するという言葉自体がちょっと範囲が広くなり過ぎるのではないかというようなご指摘がありました。一応この条項を付け足した意図としては、議会図書室に行けばもしかしたら見られるかもしれないんですけれども、例えば、ホームページ上に上がっていない情報がたくさんあるなど

いうふう感じておまして、それがどういう経緯で今、アップされていないのか、今日、その辺まではちょっと調査できていないんですけれども、例えば行政視察の報告なども確か上がっていないはずだと思います。あとは、例えば議員提案の案件の資料なども上がっていない。それから、意見書ですよね。これがホームページのどこにも上がってなくて、議場で審査されるというような情報とかを含めて、あと皆さんいろいろ意見はあると思いますが、例えば何か議案を審査する際に、議員が例えば部局に対して要求をした資料、これも当然アップされていないものですから、どこまでどういうふうにするか、それはまだ決まっていなくても、私としては、一応何らかの形で公開はされているものの、十分それが共有できる形になっていないのかなという意味も含めまして、まず第1項の「情報の共有化に努める」という言葉は、そういった意味合いでございます。特に今、ここで言いましたように、十分とりやすい情報でまだ共有化されていないところというのが資料として幾つかありましたものですから、ここにこういうふうな書き方で書かせてもらったということでございます。

○森戸座長 今、そういう説明がございました。それで、資料の添付とかホームページなどについては、過去、確か陳情なども出て、議会運営委員会で議論をしてきた経過があります。その辺りですね。かなりホームページにも掲載されてきているものはあるのかなと思うんですが、今、ホームページに出ている会議録などについては、2000年からだと思うんですね。それまではインターネットの活用ができてなくて、インターネットで小金井市としてホームページが設置されていく過程の中で市議会としては2000年からということで公開している経過があって、それ以前のを公開しようという、かなり膨大なものになるということがあると。ただ、過去のものも、会議録の原

本は前にマイクロフィルムに全部おさめようという話もありまして、これは一定進んでいるんですかね。（「終わっています」と呼ぶ者あり）市制施行以来ですか。とにかく、例えば昭和40年代のを見ると、今みたいなコピー機ではなくて、液の中につけて、青焼きというものです。見ると、字がうっすらとなって危ない状況だったので、こういうのはマイクロ化されているんですけれども、そのマイクロ化をどう公開するかというのは今後の課題なのかなと思うんですね。そういうものについては、一応議会運営委員会の中で議論してきた経過があるのかなと思うんですけれども。

○白井議員 特に議案として扱われる意見書ですよ。これがホームページのどこにも公開されていない、ほかの議案などだと、提案されている議案というかたちとちょっと趣旨は違うかもしれませんが、意見書が公開されていない例というのがもしあれば教えていただきたい。

○森戸座長 意見書は確かにね。

○斎藤議員 情報公開されているか、されていないかというのは、全て情報公開されているんです。一回、情報提供、要するに求められていなくても、提供するか否かという部分を、それは、そういう考え方をどこまで情報提供するかという考え方で今やっています。情報公開は情報公開で、情報公開請求されれば全部公開する。そこら辺ちょっと分けて考えた方が。

○森戸座長 白井議員がおっしゃっているのは情報提供。

○白井議員 先ほども少し触れましたが、市民が得やすい状態で得られるかという観点なんですよ。情報公開請求すれば、それは出てくると思いますけれども、そこまではなく、全ての情報と言うつもりはないんですが、その辺のどこまでというのは、そういう議論をさせていただくというかたちになると思うんですけれども、例えば、なぜ意見書を持ち出したかという、議案として

議場で審査されるわけですね。だから、それがまず出ていないということが単純に疑問として思ったというあれですね。なので、得やすい状態で得ることができると。それが共有化という言葉が第1項に入っているんですけども、それを求めるということ、少し我々としても取り組むべきではないかなと、そういった意味合いでございます。

○森戸座長 例えば、予算特別委員会、決算特別委員会の資料とかということも含めるということですか。これでいうと、「議会活動に関する資料・文書及び保有する情報を公開しなければならない」ということになると、そういうことも、どこの範囲までというのはあるんですけどね。もうちょっと予算書とか決算書を分かりやすくという声があったり、公開してほしいというのもあって、ようやく予算書、決算書などはホームページで公開するようにはなってきたんですけども。ただ、もう一つは、第1項との関係はどう整理をするのか、「議会は市民に対して情報公開を徹底し、情報の共有化に努める」というのがあるんですけど。

○白井議員 第1項を付け足したのは、実は後で付け足したという経緯がありまして、全体的に第3章を見直して考えたときに、最終的に付け足したという経緯がありまして、これ、全体、それぞれの作り方の問題でもあるんですけども、各何条何条というそれぞれの条項の一番頭は、例えば第5条だと「市民に開かれた議会」ということなんですけど、全体的な趣旨という形の条文が必要かなという、その辺のちょっとバランスを整えるために、情報の共有化ということも入れた中で書かせていただきました。なので、「市民に開かれた議会」ということを考える前提となる条項というような扱いでこれを付け足させていただきました。

○斎藤議員 そうすると、この白井議員の案ですと、第1項はこのままで、第2項、第3項、第4

項が第1号、第2号、第3号ということになる、その方が作りとしては趣旨はそういうことになるのかなと。

○森戸座長 私も今、それを一瞬思いましたけど。条文の作り方として、第1項が趣旨みたいなものになれば、その枝になるのは号になりますよね。

(1) (2) (3)。

○五十嵐議員 今のところに関連してお聞きしたいんですけど、この第1条ですか、かなり原則的な考え方、姿勢をとられたんですけど、第2条のところに議会の活動原則というのがあって、その(1)に「公開性、透明性、公正性をより一層確保し、市民に開かれ信頼される議会を目指す」となっていますよね。原則がここから聞けるのかなと思うんですが、そういう議会を目指すという言い方が第2条にあって、第5条に関しては、情報公開を徹底し、更に説明責任を果たさなければならないというようなかなり強い言い方になっている部分について、矛盾はないのかなと思ったんですけども、その辺についてどうでしょう。

○白井議員 第5条が「市民に開かれた議会」という、「市民に開かれた議会」という中での原則というふうに捉えて出させていただきました。確かに、五十嵐議員がおっしゃるように、これは第2条第1号ですかね、「市民に開かれ信頼される議会を目指す」ということで、情報公開だけではないので、透明性、公正性を含めて市民に開かれ信頼される議会、部分的にはダブっているんですけども、特に第5条に関しては開かれた議会に関しての原則という意味合いで出した次第でございます。そこも少しご意見いただければと。

○五十嵐議員 持ち帰りになると思いますので、また意見をまとめて出したいとは思いますが、条文の作り方ということで、多分第2条のところに、いろいろな原則的な姿勢みたいなものが、基本原則みたいなものを書いていて、それに基づいてというか、具体化されて、細かく議会関

係はこう、あれはこうというふうに条文が流れていくのかなというふうに、そういう条文の作り方なのかなと思ったときに、それと同じような原則がうたわれているのかなというふうに思って、そういう意味では整理が必要なのかなという印象を持っています。改めてまた1月24日までに出させていただきます。

○森戸座長 五十嵐議員がご指摘されることもそうだなと思うんですが、そういう意味では第2条(1)の記述の仕方も、何をもって市民に信頼される議会になるのかということであれば、開かれるだけではなくて、やはり説明責任を果たすということが、白井議員がご指摘されていることも非常に重要な視点であるのかなということですね。これでいいかどうかというのはちょっと、第2条の(1)は一応確定しているんですけど、もし第5条を白井議員の提案にしないとしたら、第2条で補うこともあるのかなと。原則を第2条に全部持ってくるというやり方もあることはありますよね。白井議員のやり方もなくはない話だと思うので、その辺りをどうされるかというのは持ち帰っていただきたいと思いますが、言っていることが分かりますでしょうか。第2条の(1)は、まだ説明不足かなということもあるかもしれませんねということですね。ほかに皆さんの方でここが分からないとか何かありますか。いいですか。では、第5条は持ち帰っていただければと思います。

次に、第6条であります(不規則発言あり)ごめんなさい。申し訳ないです。第5条第2項で、「ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない」ということで、事務局に調べていただいて、資料も提出されておりますので、次長から説明をお願いします。

○飯田議会事務局次長 それでは、前回に宿題になっていた秘密会の関係について報告させていただきます。

調べましたところ、地方自治法上、理由を明ら

かにすることを禁じてもないし、明らかにするようにも規定していないところでございます。

それから、参考のために申し上げますと、市民参加条例には、「市の会議は、原則として公開する。公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。」というようなことがございます。こちらは市民参加条例の第6条でございます。しかし、ここでいう会議というのは、市の附属機関の会議を指しておりますので、議会の会議はまた別でございます。しかし、ちょっと参考のために申し上げました。

それから、教育委員会の会議についてでございますけれども、小金井市教育委員会の会議規則の第10条に、「会議は、公開とする。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。」ということになっております。教育委員会の会議規則では、理由を明らかにしなければならないとまでの規定はございませんけれども、「小金井市教育委員会の会議規則第10条第1項に該当する人事に関する事件なので、秘密会とすることが適当と考えますが」というような委員長の次第で始まって、その秘密会についての議決をとっているというところでございます。

それから、資料でお示ししておりますが、西東京市議会の特別委員会の議事録をこちらにお示ししておりますけれども、近隣7市の議会の会議録を調べさせていただきまして、秘密会でヒットした西東京市の事例でございます。こちらの議事録を見ていただければ分かりますとおり、秘密会を求める議員からの動議の中で秘密会を求める理由について述べているところがございます。これは個人情報に関わることで発言できないという部局の答弁について、それだったら秘密会を持って委員会の方に明らかにしていただきたいというようなことで動議が出されていて、こういった秘密会

になっていったわけでございますけれども、議会として明らかにしたというわけではなくて、議員からの動議の中で述べられていて、委員長の次第については標準の次第どおりで、こういうことだからという理由は述べていないところでございます。

それから、千葉県議会の例をお示ししておりますけれども、千葉県議会では、収用委員会委員の選任についての議案で、当時の堂本知事の要請で、委員の安全確保を理由に本会議で秘密会にしたようでございますけれども、こちらも見いただくと分かりますとおり、議長の秘密会にするときの諮り方としてはこういう理由でとは述べていないんですけれども、土地収用委員会の再建に関わる請願というのを諮っていて、その賛成討論で秘密会にするのはいかなるものであろうかというような反対の意思を述べているのがございますけれども、秘密会にするという理由については特に述べていないところでございます。

しかしながら、こういった事例を見てみますと、教育委員会の事例あるいは市民参加条例の事例なども参考にいたしますと、秘密会にする際に秘密の内容が明らかにならない程度の理由をつけることは問題がないのではないかなというふうに考えております。

○森戸座長 ということで、ありがとうございます。

ここは、そういうことで、入れてもおかしくはないということなんです。そういうことであるとしたら、それを前提としてこの部分について各会派で持ち帰っていただけないかなと思うんですが、その理由を明らかにしなければならない、議会の中ではやっているわけですね。個人情報だからだめだよとか、教育委員会は人事のものだからだめだよとか、議論の中で言っているということで、議会として正式に求められたときには。

○飯田議会事務局次長 言い忘れしました。

千葉県議会の例なんですけれども、千葉県議会では次第はその標準どおりで理由は述べていないところなんですけれども、マスコミの問い合わせが議会事務局にその当時あったそうなんです。議会事務局によると、収用委員会委員の安全確保を理由に堂本暁子知事が要請したというふうに答えている旨、記事がございまして、そういったマスコミの問い合わせに対して議会事務局が理由を述べているというのがございました。ご参考までに申します。

○森戸座長 そういう理由の述べ方というのがあるということですよ。ただ、それを言っておかないと、何で秘密にしたのということが分からなくなるし、また議会は何でも秘密にしてやっているのかという議論になることもありますので、その辺りをどうするかということだと思います。ここは、そういうことも踏まえて持ち帰っていただくということよろしいですか。1月24日までにこれもお願いいたします。

続きまして、第5条を終わらして、第6条であります。終わったというか、保留ですね。第5条は保留部分がありますので、保留します。第6条です。第6条は、小金井をおもしろくする会、それから生活者ネットワークは第6条はないのか、第7条ですね。それから、共産党という3会派から出ています。これも本来ならもうちょっと早く出しておいて、各会派の皆さんからご意見を頂いて、今日、各会派が議論するということだったんですが、ちょっと遅れた関係もありまして、最終、これも持ち帰っていただくこととなります。

それで、議論する上で、一つは、白井議員から提案されていますが、「市民の声を反映させる議会」というのは「市民と連携する議会」、白井議員は原案に対して題名が全部違うんです。 「市民と連携する議会」「市民に説明し対話する議会」「市民にわかりやすい議会」ということで、文言が変更されています。ここをちょっと議論し

ておいた方がいいかなと。もともとの委員長案では、「市民に開かれた議会」「市民の声を反映させる議会」「市民への説明責任を果たす議会」「市民からの請願・陳情等の対応」というような分け方にしていましたが、ここについて皆さんからご意見があって、今のような題名というか、くくりをさせていただいた。「説明責任を果たす議会」というよりも「議会報告会」とか「請願・陳情」みたいにした方が分かりやすいということで、こういうふうに変更されたんですね。そこは情緒的にするか、それとも実務的にするかというところが改選前の中では議論になって、余り情緒過ぎていけないのではないかというので、実務的な言い方になったのかなというふうに思っています。いかがでしょうかね。意見は出づらいですかね。

○白井議員 このタイトルに関しては、第5条はもともと市民と議会の関係を表すということで冒頭に「市民に開かれた議会」というタイトルになっていましたので、市民という言葉を使うということ、市民とどういう関係なのか、それを明確にするタイトル付けの方が適切かなと思いましたが、あえて市民という言葉を使った上で、その条文がどういった関係を表しているか、それを明らかにした方が「市民と議会の関係」というこの第3章を表す上では分かりやすいかなと思っていて、そういうふうにまとめさせていただいて、ご提案させていただいた次第でございます。

ちなみに、「市民の声を反映させる議会」、私は最初これがいいかなと思ってそのままにしておいたんですが、よくよく考えますと、私の提案では、もともとの条文でもそうだったんですが、議会報告会は別の条文で分けているんですね。ここでも声を聴くということとかは恐らく出てくるだろうなと思いましたが、ここを条文として分けている以上、声を聴くということはもしかしたら当てはまらないのかもしれないなということと、

もう一つ、それよりも適正だなと思ったのが、必ず声を反映できるかということ、そうでもないケースもあるし、声を聴くということだけでいくと、聴いて終わりなのかなという気がしまして、市民が議会に参加するという言葉自体は余りなじまないような気がするんですが、議案の審議ではなくても、例えば必要に応じて市民等の意見を聴く、もしくは請願・陳情によって議会に対して声を聞いてもらう、場合によっては市民だけではなくて、専門的な政策、学識等を聴取するというのも起こり得るということしていくと、声を聴くだけではなくて、やはり政策を作っていくとか、そういう審議をする方で、市民と連携するというこの方がもしかしたらなじみやすいのではないかなという気がしましたので、そういった形にさせていただきました。

○森戸座長 それで、すみませんが、ちょっと広辞苑の方で「連携」というのを調べていただいて。

○飯田議会事務局次長 「連携」というのは、広辞苑にございますけれども、読ませていただきます。同じ目的を持つ者が互いに連絡を取り、協力し合って物事を行うことという意味でございます。

○森戸座長 協力し合って物事を行うということなんですね。議論がなかなかいかないの、条文も含めて議論しておいた方がいいですかね。それで、白井議員のでいくと、第6条については新たに第4項が加わって、第5項を条例提案の政策提言について意見を聴く機会を設けなければならないという義務規定にして、(1)から(4)ということになっているということですね。その辺りをどうするかと。

それから、生活者ネットワークはここはないのかな。

○林議員 私はこのもともとのたたき台の方の条文に沿った形で、今のたたき台の第8条の部分、全体ではなくて、主語を「議会」から「市民」に入れ換えて、また市民の権利として請願や陳情を

出すことができると、請願・陳情書を提出した代表者は、趣旨について委員会において陳述することができるという形にして、並び順を変えたらどうですかという提案をしています。主語が違っているので、白井議員の提案の趣旨とは違うのかなと思っています。

○森戸座長 生活者ネットワークは、第6条は原案ということですね。

共産党の方は、請願・陳情、第8条を削除して、第6条に持ってきたということなんですね。請願・陳情を先に持ってきたというところの違いがあるということでもあります。

第6条について、市民と連携するというになると、同じ目的を持つ者が互いに連絡を取り合い、協力し合って物事を行うということになって、そうすると、市民というのはいろいろな市民がいる。同じ目的というのは、より良い小金井をつくるというところは大枠で一致しても、細かいところでの同じ目的に立てるかどうかというところは、なかなか難しいのかなということから、そういう意見もある。しかし、一方で、白井議員がおっしゃるような、全体的には市民と連携して、市民の声を反映させるというよりも、公聴会制度や参考人制度、それから請願・陳情などを使って連携をしていくこともできるのではないかなという趣旨かなと思うんですが、その辺りはどうか。

○飯田議会事務局次長 公聴会制度、参考人制度のところをご参考までに申し上げますと、ご存じのとおり、真に利害を有する者あるいは学識経験者等から意見を聴くことができるというような、地方自治法自体はそういう条文になっております。したがって、正確に言いますと、「市民等の」ということをつけるということが、本当は正確ではないといえますか、よろしいのかなというところはございます。それで、市民等の声を反映する議会とか市民と連携する議会というところのくくり

の中に入れているところは、どうしても市民等の学識経験者から意見を聴くとか、専門的な意見を聴くというような、「市民等の」というのを入れている市がほとんどでございますけれども、市民等との連携とか、市民の声を反映するということから別建てにしている市もございまして、立川市ですとか東村山市は、どちらかというと、市民との連携というよりも、そういう専門的知見とか、公聴会制度、参考人制度を活用してより審議を尽くしていくというような条文の方に入っているという点もございます。

○森戸座長 ありがとうございます。

第6条なんですが、公聴会制度については地方自治法第115条の2で、「普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」となっています。第2項で、参考人制度なんですが、「普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。」ということで、この参考人には規定はないですね。学識経験者とか利害関係者という規定はありません。今、言われたんですが、第1項と第2項はある意味、地方自治法でうたわれているものであって、別建てということもあって、別建てという事務局のアドバイスもありましたので、そこはちょっと今、踏まえておきたいと思いますが、そっちを先に議論した方がいいのかな。

では、項目立てから先にやってしまいますかね。一つは、公聴会制度と参考人制度を別建てにした方がいいのではないかなという意見があったんですが、その点はどうでしょうか。ちょっと中身の文言以前の問題として、質的に違うんですね。

「市民の声を反映させる議会」にしても「市民と連携する議会」にしても、この第6条第1項と第

2項というのはちょっと質が違うものではないかということだと思つたので、意見が出なかつたらこれも持ち帰りですかね。分かりました。では、持ち帰りにします。今、言いましたように、公聴会制度と参考人制度を別建てにするかどうか。第6条ではなくて、それ以外の項目に、第7条だったら第7条にするということについて持ち帰る。よろしいですかね。保留ばかりなんです。では、それは持ち帰ったとして、この括弧のテーマですね、題名、これも持ち帰っていただけますか。

○鈴木議員　そこでまた改めて「市民とは」というところに突きあたると思うんですね。そこも含めて持ち帰って協議して考えをまとめてくるということでもよろしいですね。ここで確認してもらいたいんですけど。

○白井議員　タイトルは、その条文に何が書かれてあるかによって当然変わってくるべきだと思いますので、タイトルは後付けでいいと思うんです。だから、今、例えば、この後、私の方で提案させていただいた案、そして共産党の方で出されている案で共通しているのは、基本的には元の条文をそのままにしておいて、共産党は第8条をここに持って来たと、私も第8条の要素は第4項に入れているんですね。その第4項を第5項に変えて、ちょっと内容を広げたところですので、大きく言いたいことは変わりはないと思うので、だから、言いたいことが何となくここで基本として共有されているのであれば、あとは整理した後に、最後にそこに適するタイトルをつければいいかなというふうに思います。

○鈴木議員　分かりました。前期にまとめたものの、委員長案のたたき台として、今、白井議員、共産党の意見のもととなるものの中に、「積極的に」という表現、形容詞的表現の議論になるかと。二つともそれはなくなっていますね。それは分かります。確認したいのは、「意見を聴く機会を設ける」、意見を聴く機会というのは一体何なのか、

それが議会報告会なのか、そうではなくて意見を聴く機会を設けるとしていることについて、どういったお考えなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○森戸座長　分かりました。それで、実は、もとの委員長素案、委員長のたたき台の中に「市民の声を反映させる議会」というのがあって、ここで委員長から3項目提案をしたんですね。一つは、「議会は、議案・請願・陳情書の審議・審査をするに当たって、市民との懇談会や意見交換会を開催することができる」。それから、二つ目には、「議会は、市民から提出された要望書等について誠実に対処するものとする」と。例えば、私たち議員のところに議長宛てで要望書とかが来ますよね。議会によっては、そういう要望書を会派代表者会議などで議論するかどうかということを決めて、議論したものを各委員会なりで議論して、どういう対応をするかというのを決めていくというやり方を確か多摩市議会かどこかでやられているということで、こういう文言を入れたわけです。三つ目は、「議会は、条例提案など政策提言するに当たって関係者と懇談し、意見を求めることができる」というこの三つを提案したんですが、削除を強く言われた会派がありまして、実は民主党だったと思うんですけど、確かそうだと思うんですが、それでこういう文言は消えて、「市民等の意見を聴く機会を設けなければならない」程度にしてほしいという話だったかなと思います。これは民主党だけではなかったかもしれません。ほかに、自民党も公明党もそういう意見だったと思いますね。

○鈴木議員　議論の経緯については分かりました。そういう形だけど、そのまとめ、こういう形で落ちついている中で、意見を聴く機会ということについて、こういうものだということをおある程度考えておかないと、具体的に示すことについての議論とはまた違うのかな。

○森戸座長 それで、当時あったのは、食育推進議員懇談会で行ったぐらいの意見交換とかというのがあって、それ以上でもそれ以下でもないというのが確かご意見だったかなと思っていて、なかなかそれ以上になるというのは難しかったかなと思います。

○鈴木議員 ということは、条例提案とか政策提言の意味合いとしては重なるのかな。そうしたときに「機会を設ける」にしているのかな、「ことができる」にしていますよね。

○森戸座長 そうですね。

○鈴木議員 分かりました。

○森戸座長 「設ける」になっているんだよね。これ、共産党が「できる」というふうにした理由をちょっと水上議員からもう一回説明してもらった方がいいですね。

○水上議員 では、ここに書いてあるとおりなんですけど、ここのところは、議員提案による条例提案のことについてのパブリックコメントなどのことだったと思うので、まず、その他の手段ということはパブリックコメントもあるアンケートなどもあるので、ここではパブリックコメントやアンケートと具体的に書かないで、その他の手段というふうにしたということと、あとは、できる規定にしたのは、パブリックコメントを義務付けるということになると、条例提案権を制限することにもなりかねないということがあって、これはご意見もあったというような中で、義務付けてやらなければいけないということになったときに、条例提案の日程とかの関係がどうしても出てくるので、そういうことからできる規定ということにして、条例上、議会の提案についての条例提案についてパブリックコメントができるということの根拠がないというところが一つの問題なので、そこをクリアしようというふうに考えていたのかということで、当然、パブリックコメントをやっていくというのは必要であると考えたということなん

ですが、そういうことで条例提案はできる規定にしたということです。

○森戸座長 それで、もとに戻って、白井議員の方から、白井議員と共産党、生活者ネットワークが共通しているのは、広報をここに入れるということで、ここから議論をとということなのかなと思うんですが、一応ここに盛り込むかどうかというのは持ち帰るということになっているので、持ち帰っていただいた中で、ここに入れるということが決まれば、どういう表現にするかという議論をしていきたいなというふうに思っていて、その点からすると、第6条から順次やっていった方がいいのかなというふうに思っています。

それと、このテーマをどうするかということとは後付けでもいいのではないかなということなので、今、最初から議論しなくても私もいいとは思いますが、一応各会派の皆さんもご検討いただきたい。どういうテーマでくくった方がいいのかというのは、そうしていただきたいと思うので、そういうふうをお願いします。

問題は中身の問題だと思いますので、ちょっと中身の方に入りましょうか。それで、一つは、白井議員の方で見ると、第3項に「議案等の審議・審査をするに当たって」、これは関係ない。

○白井議員 ざざっと最初に全部ご説明しましたので、もう一回ここを整理しておきますと、もともと第3項から請願・陳情というのがあるんですね。議案だけのことに對してこの第3項を言及する条文に変えています。なぜかという、もともと第8条にあったものを第6条の中に第4項として私の方は入れていますので、そこでダブってしまう。なので、もともと第8条にあったものを第4項に持ってきて、請願・陳情のことだけを言っております。

○森戸座長 第3項は「議案等」となっていますが、この「等」というのはどういう意味なんですか。

○白井議員 もともとの第3項は「議案・請願・陳情等」とありましたものですから、請願・陳情をとったら、議案等になるかなと思って、すみません、それ以上の細かいことは考えていません。そこは多分大きく違っているところかなと思います。

○森戸座長 そうですね。あと、第8条を第4項に持ってきたということですよ。

○白井議員 そうですね。第8条を第4項に持ってきた上で、言葉としては「請願・陳情書を優先的に審査するものとし」というふうに変えました。

○森戸座長 分かりました。それで、共産党の方も第8条は、もともとの第8条は削った方がいいということで、第6条に持ってきたわけです。生活者ネットワークさんは、第8条については市民は請願する権利があるというふうにして、請願を提出した者は委員会において陳述することができるということで、文言を変えて残した方がいいということなんですね。そこがちょっと分かれているところかなと思っていて、中身にも関わってくるんですが、構造上どうするかということを中心に議論した方がいいですかね。共産党は、併せてやはり議案・請願・陳情の審議・審査が第一というか、そのものを前に持っていくと、重要視して前に持ってくるというふうにして、第8条は削除したと。

○白井議員 ちょっと私、もしかしたら混乱したかもしれないんですが、議案と請願・陳情を私の提案の第3項と分けた理由としましては、請願・陳情の場合は、市民の声を聴くということは、イコール、提出した代表者から申出があった場合は陳述する機会を設けるということで、市民からの意見を聴くということに該当すると思ったんですよ。そこがダブってくると思いましたので、第3項の方では議案だけにして、陳情・請願を省いたという経緯があります。そこでお聞きしたいのが、もともとの第3項で「議案・請願・陳情等の

審議・審査をするに当たって、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会」、ここでいう「市民等の意見を聴く機会」というのは何に該当するのかというのは、ちょっと私も分からなかったというか、混乱したところもありましたので、そこをもしよろしければ確認だけさせてください。

○水上議員 共産党の案は、議案・請願・陳情等ということの中で市民等の意見を聴く機会を設けるというふうになっているんですけど、これはちょっと私の考えかもしれませんが、この間でいっても、例えば陳情の審査に当たって、図書館問題の民間委託に関わる陳情が出たときに、図書館関係の非常勤職員の皆さんと厚生文教委員会のメンバーで会って懇談したことがあったんです。陳情審査の際に結構こういうことはあって、プレイパークの問題でも、プレイパークの会と厚生文教委員会のメンバーで協議することがあって、今までも必要に応じて、懇談が申し出られたりしたときにやってきた経過があって、そういうことが余り何に規定されているかということもなくて、申出があって、それに応えるみたいな形で委員会の総意としてやってきたということがあったので、そういうようなことを、審査に当たっての必要な情報を得るために必要に応じて市民等の意見を聴きたいというのは、「議会外で」という形で意見を聴くみたいなこと、今までやってきた経過のことでいうと、そういうことを想定して私は考えているんです。

○森戸座長 水上議員が言われたこともそのとおりだと思います。それで、意見の違いはあっても、委員会で正式に決定したわけではなかったんですけども、委員長に連絡があり、日程を調整し、厚生文教委員のメンバー全体が集まると。そして、市民の意見を聴く（不規則発言あり）それは有志だったんだけど、今後、そういうことを考えるということもあるということなんですね。条文化するということは、有志にはなかなかならないと思

いますね。そういう意味で必要に応じてということになるし、議案でいえば、議案はなかなかなかったかもしれないですね。なかったと思うので、これはどういうふうにするかというのはあると思うんですけどね。

○五十嵐議員 いろいろ私も考えていたんですけど、これは白井議員の案で第3項になるんですけども、議案だけとり分けて、審査をするに当たって、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設けることができるとありますが、これはどういうことが想定されるのかなというのを考えていたんですけど、結局、市民に関係する議案を提出する場合は、むしろ行政の方でパブリックコメントをやったりとか、いろいろやって、全てが満たされてくるという形になっているのではないかなと思うんですけどね。そうやって満たされていたものを改めて議会が出されてからその辺を市民に聴くということがあるだろうかというのが、ちょっと想定として実は頭に浮かんでこないんです。前の文章だと、議案・陳情・請願とあるから、必要に応じて市民の声を聴くというふうにつながるんですけど、議案だけを別にされてしまうと、ちょっと難しい想定だなというふうに関心、そう思っています。

○森戸座長 議案でいえば、例えばまちづくり条例だとかを策定して議案が提案されると。しかし、市長の権限ですから、策定委員会で議論されたことと違う中身のものが出てくることだってあるわけですよ。そのときに、では、本当にこの議案が妥当なのかどうかということを市民の方も交えて話を聴く場を設けるということなどは想定されるかなと。例えば子どもの権利条例も、子どもの権利条例策定委員会と来てきたことが違ったものを市長が提案されてきたと。では、答申と市長の提案の間にはどういう見解の違いがあるのかということ、議会として策定委員のメンバーの皆さんにもお話を聴くということがあってもいいの

かなと。それは策定委員になるのか、市民という形になるのかということだと思うんですけどね。議案となると、具体的に私がこの間感じているのはそういうことなのかなと。情報公開条例なども、提案されたときにこれはおかしいと言うので、かなり市民の皆さんと一緒に考えて、修正案をかけて、あれは再議に付されたんですけどね。修正案が通ったんですよ。しかし、当時、大久保元市長は再議に付すということで修正案を受け入れなくて、あれも深夜、雪がしんと降る中でそういうことになったんですけど、結局、市民の異論がある方、策定委員のメンバーの方も含めてまた議会と議論して、更に修正を出すということなどもあったかなとっていて、それは一部の市民の方の意見の違いなのかもしれないんですが、全体的に議会が議案を議論する上でそういう市民の皆さんの声を聴く機会を設けるということもあってもいいのではないかなということだと思うんですけどね。

○片山議員 私も、例えば組織条例の改正、あと男女平等参画の組織をどこにするとか、そういったところで、本来は男女平等推進審議会などが市民と意見交換しながら検討していくことができればいいかなとっているんですけど、議案の場合というのは、陳情の場合、ある程度継続していきながら、少し時間をかけてということはあるんですけど、議案の場合というのは、時間的にどういうふうにしてそういうことが可能なのかなということが、ちょっとそこが見えてこないかなと思っています。今後の運用の仕方として考えていくことができるのかどうかということがあれば、ここに入れておきたいなという気がします。そうすると、陳情だと、これは新たな話になってしまうかもしれないんですが、例えば調布市議会では、陳情の陳述をした後に陳述者との質疑応答があるということなので、議会の方から陳述の後に陳情者に対して、これはどういうことなんですとか、そういったやり取りがあるというのを聞きまして、それが、

例えば請願・陳情の審議の際に、これは今やっていない、新たなことになってしまうんですけども、今後の検討のものになるかなというのはちょっと思ったことです。

○森戸座長 それで、議案の出され方の中でどうするのかというのが疑問としてあるということがありました。少なくとも、条例制定をするようなものについては、例えば公聴会制度を保障するような、市民の意見を聴く場というのはそういうものもありますよね、公聴会制度も。それができるような余裕を持って市長部局は提案をするということだと思えますよ。市長部局は時間がないと言って、重要な条例を出してきて、即決しろとか、こんなことというのはやはり対等とは言えないと思えますよ。少なくとも、議会が慎重審議できる期間を持って条例提案をしてもらおうということ私たちが市長部局に投げ掛けると、ちゃんとそのとおりやってねというふうに言えるような状況をつくることも、議会の権限を強化する一つの方策だと思っていますということですね。

それから、陳情の、さっき言われた3番目の、陳述の意見交換ですね。調布市ですね。府中市もやっているらしいんですよ。それは議会運営委員会で大分前に1回議論したんです。しかし、それは不一致だったんですよ。なぜかといったら、気軽に陳情者が陳述できる状況をつくる必要があると。陳述代表者は1人で、こっちは10人ぐらいいるわけですよ。すると、市民は萎縮して、陳情をかえってしなくなるのではないかと、陳述もしなくなるのではないかとというのがあって、そういう議論があって、1回考えたんですけど、それは不一致に終わったという経過がありますので、ご報告をしておきます。また議論しようということであれば、それは議会運営委員会ということになります。

○白井議員 さっき森戸座長が言われた、十分審議できるように条例提案などを出すように働きか

けるのは、多分もともとの第3章ではなくて、第4章、市長と議会の関係のところまで一生懸命もみましょうというようなことですね。

○森戸座長 そうですね。

○白井議員 私が言いたかったのは、冒頭に申し上げたように、議案と請願・陳情に分けたのは、請願・陳情の場合は、陳述する機会を設けることが意見を聴くことかなと思って分けたと。それがちょっと趣旨と、実態と違うようでしたら分ける必要はありませんので、これは共産党案、もとの案に沿うようなかたちで、そこは私としては納得しておりますので、それだけちょっと申し添えておきます。

○森戸座長 分かりました。

○五十嵐議員 共産党さんの案で、陳述者ですね、委員会において陳述ということでしたか、そういうふうに具体的に書かれているんですよ。それで、たたき台の方はそこまで具体的には書かれていないんですね。書いていましたか。

○森戸座長 委員会、第8条で。

○五十嵐議員 協議会でなくて、委員会。そうか、分かりました。そこで話せばいいんですか。

○森戸座長 そうですね。それで、これについては事務局から前回意見があったんですよ。

○飯田議会事務局次長 そちらにつきましては、委員会で発言をしていただくということになりますと、参考人制度を活用という形になるんだと思いますけれども、それについてはそういう規定であれば構わないということです。調布市などでは、委員会で発言というよりも、必要に応じてその趣旨を聴く機会を設けますというような規定になっておりますので、多分、委員会ではなくて、協議会なのかなというふうに思っていますけれども、ちょっとそこはまだ確認していません。

○五十嵐議員 私がお聞きしたかったのは、今、協議会でやっていますよね。それはなぜだったんでしょうかということをちょっと確認したかった

んですね。なぜ委員会ではなくて、協議会で、その理由は確かにあったと思うんです。

○森戸座長 それは、前回言われたか、事務局から説明をしていただいたのちちょっと覚えていないんですが、一つは、委員会というのには出席する人が決まっていると、説明員と議員ということを決まっているから、そこに市民、陳情者というのを加えるということにはならないということですよ。

○飯田議会事務局次長 「議会運営の実際」にも書かれていることでございますけれども、委員会に出席できるのは、委員のほかに執行機関、また百条調査時の証人、あと公聴会の口述人、参考人の出頭、委員会の書記という形になっておりますので、今まで協議会を開いてその場でという形に、昭和62年に制度が発足という形になっております。

続けてちょっと、座長、よろしいでしょうか。

○森戸座長 はい。

○飯田議会事務局次長 協議会で請願・陳情の陳述を始めたという制度が昭和62年にできたわけでございますけれども、そのとき、こちらの白井議員の、議案よりも先に請願・陳情を優先的に審査するものとするというところにちょっと関わってくることでございますけれども、そのとき、初め、議案・請願・陳情という形で議案が先に審議されていたわけなんですね。それで、議案の審議がすごく長くなってしまうと、陳情者の方が陳述したいということで待っておられても、何時になるか分からないということで、場合によっては午前10時に開会すると思って来ていただいていたのが、午後3時、4時、5時というようなところまで待っていただいて陳述というような例があったということで、待っていただくのは申し訳ないということからも、請願・陳情を先に審議して、その発言の目安を、時間の目安を持っていただくということで、先に審査を始めたというところが経

過としてございますので、申し添えさせていただきます。

○白井議員 陳述に関しては、今現在、協議会でやっているとこの話が前にありましたので、それを踏まえて私の方で、請願・陳情の審査に関して申出があった場合は、その趣旨について陳述の機会を設けなければならないというふうな表記に変えております。

○森戸座長 そうすると、第3項なんですけど、第3項というのは原案の第3項ですね。「議会は、議案・請願・陳情等の審議・審査をするに当たって」、白井議員は「誠実に処理するものとし」というのと「請願・陳情」を削除したということなんです。これをどうするかと。共産党の場合も、「誠実に処理するものとし」というのは一番最初の第1項にまとめたということで、それで、第2項のところの「審査に当たって、必要に応じて」という文章に変えたということなんです。それで、「誠実に処理するものとし」というのは要らないですかね。（「要る」と呼ぶ者あり）要る。各会派の改選前の意見集約の中で、改革連合からは形容詞的表記は不適、解釈でトラブるという話もあって、「積極的に」については議論があったという民主党・社民クラブのご意見もあって、みどり・市民ネットは、第3項、第4項についても積極的に行うべきであるという、ちょっとここは意見が分かれているところで、「誠実に」というのを入れるべきではないと言う人と、入れた方がいいという意見があるんですね。

○五十嵐議員 改革連合は確かにそういうふうに言っております。私はこの文章は「積極的に」の方を指しているのかなとちょっと思っていて、要するに形容詞的表記というかですね、「積極的に」を指しているのかなと思っていたんです。確かに「誠実に」というのも形容詞的表記ではあるんですが、「誠実に」というのは私はあってもいいのかなと。解釈でトラブるというのが理由なの

で、多分「積極的に」ということになる、終わった後で積極的にやったのかやらなかったのかみたいなの、1回もやっていないのに、これは違反するのではないかみたいな議論になっても困ることかなと思いますので、「誠実に」というのはそんなに後でトラブルことはないのではないかなと思います。

○森戸座長 分かりました。ちょっと前後しますが、公聴会と参考人は持ち帰りますよね。そのときに、両方に「積極的に」が入っているんです。これを削除するかどうか、持ち帰りがいっぱいなんですけど、これも持ち帰っていただいてもいいですか。公聴会制度と参考人制度は別の項目に起こした方がいいのではないかなということがありました。それに併せて、ここの中に「積極的に」というのが両方に入っているんですね。これは民主党、それから改革連合からは削除した方がいいという声があって、ちょっと前後して申し訳ないんですが、そこは持ち帰っていただくということによってよろしいでしょうかね。持ち帰ってください。

それで、問題は、「誠実に処理するものとし」というのは除かない方がいいという片山議員のご意見ですね。もう一回ちょっと表明していただいてもいいですか。後でユーストリーム中継を聞いていると、ぼそぼそとマイクを通さずに言っている人が結構いて、分からないことがあるので、すみません。

○片山議員 「議案・請願・陳情書の審議・審査するに当たって、誠実に処理するもの」ということについては、このまま入れておくべきではないかなと思います。

○森戸座長 共産党的ように、第6条で「適切、誠実に審議・審査するものとする」と入れて、後の項目の第2項では外しているやり方もあるんですが、これはどうでしょうかね。

○片山議員 共産党的の整理で三つに分けた形というのは、私もこれからまだ検討しなければと思っ

ているんですが、ただ、こういうふうな分け方をしていくと分かりやすいなと思ってはいたものだから、そうすると、一番最初に全体をまとめて「適切、誠実に審議・審査する」というふうにしておいて、そして2番、3番という形でまた詳しく分けていくというやり方もいいのではないかなというふうに思っているところです。ですから、こういうふうな分け方にするとすれば、第2項、第3項に改めて入れる必要はないかなと思いますけれども、一番最初にきちんと書いてあればよろしいのではないかなと思います。

○斎藤議員 特に陳情書に関して議会によって取り扱いが違うことがありますので、例えば陳情だと単に回覧をすとか、議員がただ単に目を通すだけとか、直接採決をしない例があるようですので、「誠実に処理をする」というのは、その部分を指していると、これは私は必要かなと思います。

○森戸座長 「誠実に」というのは入れておいた方がいいということですね。分かりました。では、場所はどこに入れるかにしても、「適切、誠実に審議・審査する」というこの文言は皆さん入れた方がいいということですので、これはその方向でどこかに残したいと思いますが、白井議員、よろしいですか。では、それは残すということで、持ち帰らなくてもいいですよ。持ち帰りますか。

○湯沢議員 「誠実に処理」は私もいいと思います。確か判例でも請願権について使っている、非常に厳格な言い回しだと思うので、「誠実に処理」は残すべきだと思うんですが、ただ、適切という言葉は若干違和感があって、適切は何をもって適切と言うのかなというところがちょっと疑問なんですけど、そこはいかがでしょうか。

○森戸座長 これは原案にはなかったんですけどか。共産党案には適切が入っていると。

○鈴木議員 湯沢議員の意見を聞いて改めて思ったのは、斎藤議員も先ほど言っていたように、議会によって陳情審査の在り方は大きく違うと。小

金井市はそこにすごく時間をかけて、しかも陳情先議でやっていくということが表現できればいいのかなと。よそから見たときに、誠実とか適切というのが、一体小金井市議会のこだわりの何をどう捉えてくれるのかということがうまく表現できれば、言葉にこだわりはないんですけど、そういう意味では形容詞的表現より具体的に何か分かりやすい表現ができればいいのかなと。では、どうなのと言われると、ちょっと浮かんでこないんですけど、そういう意味ではそういう感覚というか、感想を持っています。

○森戸座長 分かりました。湯沢議員から適切というのはどうなのかというのがあって。

○片山議員 私もこれというふうにはまだはっきり言えませんが、適切という、今、湯沢議員がおっしゃったような考え方もあるなとは思っていますが、ただ、時々によって適切な在り方が変わってくるのかなとも思っていて、恐らく今、審議をするということが適切だろうと思ってやっているのか、そういうことはあると思うんですね。だから、これから陳情者といろいろな話をしていく中でこの適切さがまた変わっていく可能性はあるなとも思っていて、私はそういった含みを持たせるような意味合いがあればいいなとも思っています。ただ、必ず入れた方がいいかどうかというのはまた別で、「誠実に」ということが入っていれば、そういった意味合いも持たせているということを考えていった方がよろしいかなとも思っています。

○森戸座長 これはあくまでも共産党の案ですので、適切……。

○白井議員 最初、ちょっと私の捉え方が、適切という言葉が、議案・請願・陳情、適切、誠実に審議・審査、適切に審議・審査するという文面から考えると、扱い方が適切かどうかという捉え方をしているんですね。ただ、審議・審査した結果が適切かどうかというニュアンスで捉えてしまうと、この適切という言葉は当てはまらないと思っ

ております。要するに、それは十分議論を尽くすことが求められることであって、適切という言葉は多分そういう意味では当てはまらない。だから、請願・陳情とか議案の扱い方が適切なのか、それを扱った結果が適切になるのか、そこを皆さんとちゃんと共有しておいた方が間違いがないかなという気がするんですが、その辺お願いします。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午後 2 時 34 分 休憩

午後 2 時 37 分 開議

○森戸座長 再開いたします。

そういうことで、適切というのは過去にいろいろな事例があるということだと思いますが。

○白井議員 もう一回ちょっと整理してみたいんですが、議案・請願・陳情について審議するかどうか、要するに、出てきた請願・陳情についても、まず、きちんと付託するなどして審議・審査することに対しての意味合いとして適切、誠実という意味でしたら私は賛成なんですけど、例えばそれが審査の仕方みたいところに踏み込むのであれば、適切、誠実というのはちょっとなじまないのではないかなという気がしているんですが、その辺は皆さんどういうふうには捉えられているか、ちょっと確認しておいた方がいいかなと思いました。

逆に言いますと、議案もそうですし、請願・陳情も、まず、ちゃんと審査にかけるという小金井市議会としての取組を明確に表すのであれば、そういう具体的な文言を書いた方がいいと思うんです。適切・誠実にというのは、多分こういう議論を抜きにして、文面だけを捉えてしまうと、さっきも申しましたように、まず、処理の仕方が、審査されるかどうかの扱いの問題だけではなくて、中身の話まで含まれるかどうか、そこがちょっと曖昧なような気がするんですよ。なので、まず、審査・審議にかけますということが一つと、それ

に対しても意見があるし、さらに審議・審査の仕方についても適切・誠実というニュアンスを入れるかどうか、これも入れるのであれば、具体的な言葉にした方がより分かりやすい条文になっていると思います。

○森戸座長 審議・審査を適切・誠実にすることと、審査の在り方のところは別に分けた方がいいということですか。そこを審査の在り方について議論しておいた方がいいと。ちょっと時間がなくなってきましたので、その部分は次回、議論したいなと思います。審査の在り方について、今までの様々な私たちが対応してきたものを後退させるということはないと思うんです。そういうことにはならないし、他議会にはない、かなりの審査の在り方、請願・陳情の対応はしていると思うんですね。そこを文言に入れた方がいいのかどうかということを含めて、各会派でご検討をいただければと思います。

あと、第8条はどうも全体的には要らないような雰囲気があります。第6条で合体をさせるのかどうかですね。そのことについても持ち帰っていただくということでもよろしいでしょうかね。

持ち帰り事項が多いので、もう一回整理しますが、今、副座長が打っていらっしゃると思いますので、副座長にまとめていただきまして、大体皆さんもメモを取っていらっしゃると思いますが、1月24日の午後0時までということをお願いします。

○斎藤議員 それは文書で提出するという事。

○森戸座長 どうしますか、その方が議論しやすいかなと思うんですが。

○片山議員 文書で提出する場合は、この提案用紙、今まとめてくださっている持ち帰り事項、あれを打ち込んでいただいて、そこに書いてくるんですか。

○森戸座長 そうですね。一つは、私書いた今日付けの持ち帰り事項がありますね。持ち帰り検討事項というのを上に入れて、各会派が入れられ

るようなものを作った方がいいですね。どうですか。（不規則発言あり）そうですね、送っていただくと。大丈夫ですか、仕事として。（不規則発言あり）分かりました。では、調整をいたしまして、そういうもので送りたいと思いますので、文言で簡単でいいですので、あとは口頭で説明をしていただければいいのかなと思いますので、いいとか悪いとかいうことを書いていただければいいのかなと。では、よろしいでしょうかね。

それでは、以上で、今日の素案たたき台の議論は終わりたいと思います。

これで、議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。

午後2時45分閉会